女川原子力発電所第2	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-他-F-19-0009_改 9
提出年月日	2021年9月21日

地下水位低下設備に係る設置変更許可申請書の記載内容との比較表

2021年9月

東北電力株式会社

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 本文の記載内容 2 耐震設計の基本方針 VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (1) 耐震構造 (i) 設計基準対象施設の耐震設計 g. 設計基準対象施設は, 防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮 (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和 ・記載表現の相違 断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備(設 (実質的な相違なし) 踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮場下 同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水 部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持 範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設 する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その 計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低 下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水 (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計 位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 i. 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, 常設重大事 故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地 下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するお それがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低 下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮 した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備 の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位 又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 添付書類六の記載内容 (参考 設置変更許可申請書における記載) 基礎地盤の安定性評価結果 については設置変更許可段 3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価 3. 地盤 3.6.1.1.4 評価結果 階で提示済みであるため, 3.6 原子炉施設設置位置付近の地盤安定性評価 (1) 基礎地盤のすべり 工事計画認可への反映事項 なし 3.6.1 基礎地盤の安定性評価 (略) 3.6.1.1 地震力に対する基礎地盤の安定性評価 3.6.1.1.3 評価条件 (2) 基礎地盤の支持力 (5) 地下水位 (略) 原子炉建屋の解析用地下水位は、建屋の設計水位を参照の上、基礎 版中央に設定し、原子炉建屋以外(周辺地盤を含む。)は地表面に設 (3) 基礎底面の傾斜 定した。代表として原子炉建屋の解析用地下水位を第3.6.1-9図に示 (略) す。なお、地盤安定性評価は全応力解析を行っていることから建屋の 地下水位は評価に影響しない。 原子炉建屋 X-X'断面* 原子炉建屋 タービン建屋 O.P.+14.8m O.P.+14.8m ▼ 原子炉建屋Y-Y'断面 原子炉建屋 O.P.+14.8m O.P.+14.8m O.P.+3.5m <u>∇</u> O.P.−11.1m ※:原子炉建屋は基礎版中央とし、タービン建屋は地表面に設定。 第3.6.1-9 図 解析用地下水位 (原子炉建屋)

設置変更許可

工事計画認可

工事計画認可

3.6.1.2 周辺地盤の変状による重要施設への影響評価

耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み 沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、施設の機能が 損なわれるおそれがないように設計する方針とする。

耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の設計においては、防 潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され、地下水位が 地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一 定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及 ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水 圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲にお いては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用 地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

耐震設計において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う 影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解 析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網 羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性 を考慮して設定する。 2 耐震設計の基本方針

2.1 基本方針

- (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
- (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- 3. 地盤の解析用物性値
- 3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値
 - 3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値

建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。

地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を 考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守 的に下限値とする。

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

記載表現の相違

(施設名の記載を工事計画認可段階では明確にしており, 実質的な相違はない。)

VI-2-1-3 地盤の支持性能に 係る基本方針

- 記載表現の相違
- (設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり,実質的な相違は ない。)
- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可段階で示した 方針に基づき,詳細設計に用 いる物性値を具体化)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 添付書類八の記載内容 2 耐震設計の基本方針 VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 1. 安全設計 1.4 耐震設計 1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計 1 4 1 1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地 要失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等 震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能 による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆へ の喪失を含む。) 及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点か の影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響 ら、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要 の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要 度」という。) に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類(以下「耐震 ・記載表現の相違 度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じ 重要度分類」という。) し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計と (実質的な相違なし) た地震力に十分耐えられるように設計する。 する。 (11)設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等に (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和 ・記載表現の相違 より地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備(設 (施設名の記載を工事計画認 昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する 計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮場下部 可段階では明確にしており, 地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、そ の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近 実質的な相違はない。) の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地 まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地 下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守 下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考 的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影 慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効 響を考慮する。 果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面 (12) 耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考 にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、 に設計する。 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が Sクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重 大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した 場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

1.4.1.2 耐震重要度分類

(3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。 上記に基づく耐震重要度分類を第1.4.1-1表に示す。

第 1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (6/6)

耐騰重要度 分 類	5000 1700	主要設備	(胜1)	補助設備 直接支持構造物 (往2) (往3)			間接支持構造	(注4	
	機能別分類	進用範囲	耐 賞 クラス	適用範囲	耐 賞 クラス	適用範囲	耐 機 クラス	適用範囲	検討用 地震動 (注8)
CVPX	(i)原子炉の反応度 を抑制するための 施設でSクラス及 びBクラスに属さ ない施設	 原子炉再爆潰液量 制御装置 制御棒駆動水圧系 (Sクラス及びB クラスに属さない 部分) 	c	_	-	・機器・配管、電気 計談設備等の支持 構造物	C	· 原子炉建屋 · 制御機器	Sc
	(a)放射性物質を内 厳しているか。又 はこれに関連した 施設でSクラス及 びBクラスに属さ ない施設	・ 試料採取系 ・ 関化装置より下流 の国体廃棄物散車を おむ。) ・ 雑版本系 ・ 新燃料・ ・ 新燃料・ ・ 新燃料・ ・ 新燃料・ ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・	00 000	-	-	・機器・配管等の支 持構造物	С	・原子炉機型 ・タービン機圏 ・焼却炉機圏 ・サイトバンカ機圏	Sc Sc Sc
	(並)放射線安全に関係しない施設等	・病権水系・タービン・精機の分類 ・構物大馬・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・発生・	00 000 0 000	5		·機器·配管、應效 計與股價等の支持 構造物	C	・原子が維盟 ・海水ボンブ裏 ・タービン健康 ・制御機器と低る題 ・制力を ・通数を ・通数 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Sc Sc Sc Sc
		* 地下水位低下設備	(211)	・意気計装設備	C (III)	・機器・配管, 電気 計装設備等の支持 構造物	C (注11)	・原子炉建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋 外コンクリート 構造物	S s S s S s

- (注 1) Cクラスではあるが、基準地震動 S s に対し機能維持することを確認する。
 - 1.4.1.3 地震力の箟定方法
 - (2)動的地震力
 - b. 地震応答解析
 - (a) 動的解析法
 - i. 建物·構築物

建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。

工事計画認可

- 2. 設計基準対象施設の耐震重要度分類
- 2.1 耐震設計上の重要度分類
 - (3) Cクラスの施設

Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設

表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表 (6/6)

		主要設備*1 補助設備*2		02	直接支持構造物料		間接支持構造物。		
耐震重要度	機能別分類	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	耐 震 クラス	適用範囲	検討用 地震動 **
C 99X	(i)原子炉の反応度を 抑制するための施設 でSクラス及びBク ラスに属さない施設	・原子炉再循環流量制 御装置 ・制御材電動水圧系(S クラス及びBクラス に属さない部分)	C C	_	_	・機器・配管、電気計 装設備等の支持構 造物	С	・原子左建屋 ・制御建屋	S _C
	(ii) 放射性物質を内臓 しているか、又はこれ に関連1.ナ協設で S クラス及び B クラス に属さない施設	試料採取系 固化装置より下流の 固体廃棄物取扱い 設備 (貯蔵庫を含む) 雑周体系 研禁事件議設備	c c	_	_	・機器・配管等の支 持需道物	С	・原子が建屋 ・タービン建屋 ・佐田が建局 ・サイトバンカ建屋	Sc Sc Sc
	(ii) 放射線安全に関係 しな、幅度等	・その他 ・ 希塚水系・ ターピン組織合印系 ・ 御いボイラー ・ 消水系 ・ 海水系 ・ 海水系 ・ 海水系 ・ 海水系 ・ 海水系 ・ 海水系 ・ 大の地の ・ タービン組織クレー ・ 上宿空度系 ・ その他	C C C C C C C	_		・機器・配管、電気計 装設備等の支持特 造物	С	- 原子が現場 - 海水ボンブ室 - 海水ボンブ室 - ターピン建国 - 部形配理 - 当場施設に係る屋外 コンクリート構造物	Sc Sc Sc Sc Sc
		地下水位低下設備	C*11	・電気計装設備	Call	・機器・配管, 電気計 装設備等の支持構 造物	C*11	・原子炉建屋 ・制御建屋 ・当該施設に係る屋外 コンクリート構造物	S s S s S s

*11: Cクラスではあるが、基準地震動Ssに対し機能維持することを確認する。

- 3. 地盤の解析用物性値
- 3.2 設置変更許可申請書に記載されていない解析用物性値
 - 3.2.1 有効応力解析に用いる解析用物性値

建物・構築物及び土木構造物の評価においては、地下水位低下設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、液状化影響の検討の必要性を判断する。液状化影響の検討の結果、有効応力解析が保守的な結果となると判断された場合において、有効応力解析を実施する。

地盤の液状化強度特性は、代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を 考慮し、敷地全体の液状化強度試験から得られる液状化強度特性を保守 的に下限値とする。 資料番号他

VI-2-1-4 耐震重要度分類及び 重大事故等対処施設 の施設区分の基本方 針

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-3 地盤の支持性能に 係る基本方針

記載表現の相違

(設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり,実質的な相違は ない。)

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可段階で示した 方針に基づき,詳細設計に用 いる物性値を具体化)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

- 1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計
 - 1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針
 - (12) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
 - (13) 常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類が Sクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。
 - 1.4.2.3 地震力の算定方法
 - (2) 動的地震力

常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設について,「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(2)動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。

- 2 耐震設計の基本方針
- 2.1 基本方針
 - (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。
 - (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。
- 4. 設計用地震力
- 4.1 地震力の算定法
 - (2) 動的地震力

重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故 緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要 度分類が S クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置 される重大事故等対処施設については、基準地震動 S s による地震力を適用す る。

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

記載表現の相違

(設置変更許可段階で示した 方針をより詳細に記述した ものであり、実質的な相違は ない。)

緑字・記載表現の相違(実質的な相違なし) 工事計画認可 資料番号他 設置変更許可 1.10 発電用原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針 2 耐震設計の基本方針 VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 1.10.3 発電用原子炉設置変更許可申請(平成25年12月27日申請)に係る実 2.1 基本方針 用発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備の基準に関す る規則への適合 第四条(地震による損傷の防止) 適合のための設計方針 第1項について (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和 設計基準対象施設の設計においては、防潮堤下部の地盤改良等により ・ 記載表現の相違 地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するお 設備, 常設重大事故防止設備(設計基準拡張) 又は常設重大事故緩和設備(設 (施設名を工事計画認可段階 それがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低 計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防潮場下 では明確にしており、実質的 下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮し 部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面 な相違はない。) た設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の 付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持 効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又 する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低 下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水 第3項について 位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮 (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設 した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設 備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分 計する。 類が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置さ れる重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を 考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設 計する。

 設置変更許可
 工事計画認可
 資料番号他

 第三十九条(地震による損傷の防止)
 2 耐震設計の基本方針

 適合のための設計方針
 2.1 基本方針

Ⅱ. 設計方針

常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設については,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

(10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設の設計においては,防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し,同設備の効果が及ぶ範囲においては,その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては,自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。

(11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設は,液状化,揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても,その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 資料番号他 設置変更許可 工事計画認可 第四十三条 (重大事故等対処設備) 5.1.6 操作性及び試験・検査性 基本設計方針 (原子炉冷却系統 適合のための設計方針 (1) 操作性の確保 施設 共通項目) (4) 操作性及び試験・検査性 a. 操作性の確保 (d) 発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保(第3項 第六号) 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事 設備を移動・運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、発電所内 ・記載表現の相違 故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するた の道路及び通路が確保できるよう,以下の設計とする。 (実質的な相違なし) め、発電所内の道路及び通路が確保できるよう、以下の設計とす 屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、発電用 屋外及び屋内において、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水 及び火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回 原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 であって人為によるもの、溢水及び火災を想定しても、運搬、移 路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。 動に支障をきたすことのないよう、 迂回路も考慮して複数のアク セスルートを確保する。 屋外アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として. 屋外及び屋内アクセスルートに影響を与えるおそれがある自然現象とし ・記載表現の相違 地震、津波、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、 て、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、 (洪水,地滑り及びダムの崩壊 地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び高潮を選定す 生物学的事象、森林火災及び高潮を選定する。 については, 立地的要因によ り設計上考慮する必要はな 屋外及び屋内アクセスルートに対する発電用原子炉施設の安 屋外及び屋内アクセスルートに対する人為事象については、屋外アクセス いため、記載していない。危 全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為に ルートに影響を与えるおそれがある事象として選定する飛来物(航空機落 除物を搭載した重両につい よるものについては、屋外アクセスルートに影響を与えるおそれ 下), 爆発, 近隣工場等の火災, 危険物を搭載した車両, 有毒ガス, 船舶の衝 ては同趣旨の記載であるが, がある事象として選定する飛来物(航空機落下), ダムの崩壊、 突、電磁的障害及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対し 表現の違いによる差異。) て、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。 爆発, 近隣工場等の火災, 有毒ガス, 船舶の衝突, 電磁的障害及 び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して, 迂 回路も考慮した複数のアクセスルートを確保する設計とする。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可工事計画認可工事計画認可工事計画認可

10. その他発電用原子炉の附属施設

10.15 地下水位低下設備

10.15.1 概要

地下水位低下設備は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れ が遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあ ることを踏まえ、発電用原子炉施設周辺の地下水位を一定の範囲に保 持するためのものである。

地下水位低下設備は 0.P.+14.8m 盤の発電用原子炉施設周辺に設置する。

2. 地下水位低下設備の目的

設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備,常設重大事故緩和設備,常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設等の設計において,防潮堤下部の地盤改良等により山から海へ向かう地下水の流れが遮断され,敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ,表 2-1 に示す原子炉建屋等に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし,地下水位を一定の範囲に保持するための地下水位低下設備を設置する。

- 3. 地下水位低下設備の設計方針
- 3.1 地下水位低下設備の系統構成

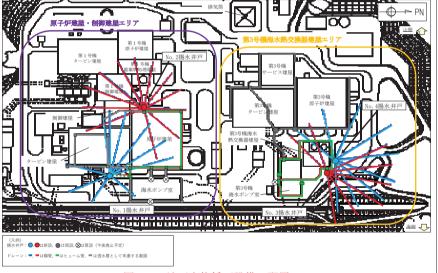


図 3-1 地下水位低下設備の配置

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

記載表現の相違

(施設名を工事計画認可段階 では明確にしており,実質的 な相違はない。)

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(各揚水井戸の場所等を具体 化)

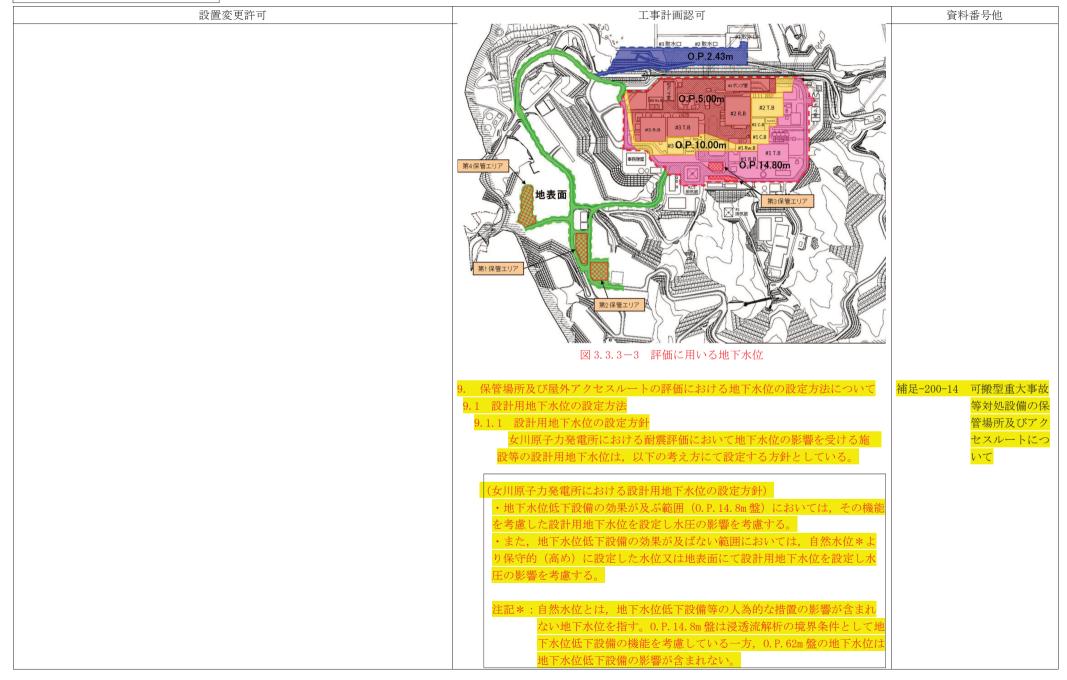
設置変更許可		工事計画認可	資料番号	
10.15.2 設計方針		3. 地下水位低下設備の設計方針	VI-2-1-1-別添 1	地下水位低
(1)地下水位低下設備は、基準地震動Ssに対して する。	機能維持する設計と	3.2 耐震設計に係る方針 耐震重要度分類については、その重要度に応じたクラス分類 (S, B, C)、また、 それらに該当する施設が示されており、地下水位低下設備は、Sクラス設備及びB クラス設備のいずれにも該当しないため、Cクラスに分類する。 また、地下水位低下設備により地下水位を一定の範囲に保持する必要のある対象施設が、「Sクラス施設の間接支持構造物」及び「常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備の間接支持構造物」である原子炉建屋等のため、地下水位低下設備は基準地震動Ssによる地震力に対して機能維持することを考慮する。 以上を踏まえ、地下水位低下設備の耐震重要度分類については、Cクラスに分類	・記載表現の相違 (施設名を工事までは明確にしてな相違はない。)	計画認可段階 おり,実質的
(2)地下水位低下設備は,設置許可基準規則第十二 計とする。	条第2項に基づく設	し、基準地震動Ssによる地震力に対して機能維持する設計とする。 3.3 設備の信頼性に係る設計方針 地下水位低下設備の目的、機能及び要求期間を踏まえ、重要安全施設への影響に鑑み、地下水位低下設備は、原子力発電所の供用期間の全ての状態において機能維持が可能な設計とするため、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十二条第2項に基づき、地下水位低下設備を設置する原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの各エリアで、多重性及び独立性を備える設計とする。	・記載表現の相違 (実質的な相違な	
(3) 地下水位低下設備は,全交流動力電源喪失に配成電源設備からの電源供給が可能な設計とする。	慮し,常設代替交流	4. 機能の設計方針及び設計仕様 4.5 電源機能(電源(非常用ディーゼル発電機),電源盤及び電路) 4.5.1 電源機能の設計方針 電源機能を有する機器として電源盤及び電路を設置し、非常用交流電源設備である非常用ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から設備に必要な電力を供給できる設計とする。	・記載表現の相違 (全交流動力電源 た場合にも、ガ 電設備から電え る設計とするた 相違はない。)	原喪失となっ スタービン発 力を供給でき

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 3. 地下水位低下設備の設計方針 VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 3.3 設備の信頼性に係る設計方針 下設備の設 また、表 3-2 に示すとおり、原子力発電所の供用期間の全ての状態*において (4) 地下水位低下設備は、外部事象へ配慮した設計とする。 計方針 考慮する必要のある。外部事象等による機能喪失要因に対し、地下水位低下設備 ・記載表現の相違 (外部事象等による機能喪失 が機能維持するために必要な対策を設計に反映する。 なお、プラント供用期間中において発生を想定する大規模損壊についても、そ 要因に対し、機能維持するた の発生要因とプラントの損壊状況を踏まえ、地下水位低下設備の設計を行う上で めに必要な対策を設計に反 配慮する。 映するため, 実質的な相違は to(1.) 注記*:通常運転時(起動時,停止時含む),運転時の異常な過渡変化時,設 計基準事故時及び重大事故等時。 3. 地下水位低下設備の設計方針 10.15.3 主要設備 3.1 地下水位低下設備の系統構成 地下水位低下設備は、ドレーン、揚水井戸、揚水ポンプ、配管及び 地下水位低下設備は、原子炉建屋等に作用する揚圧力の低減及び周辺の土木構 ・詳細設計を踏まえ具体化した 計測制御装置により構成される。 造物等に生じる液状化影響の低減を目的とし、地下水位を一定の範囲に保持する ために、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアに設 (地下水位低下設備の設置エ リア, 各機能の構成機器及び 地下水位低下設備は、ドレーン、接続桝、揚水井戸、蓋、揚水ポンプ2個*、配 系統構成を具体化) 管、水位計3個、制御盤、電源(非常用ディーゼル発電機)、電源盤及び電路で系 統を構成する。 本系統は、ドレーン及び接続桝により揚水井戸に地下水を集水し、水位計によ り検出した水位信号により揚水ポンプを起動し、揚水ポンプに接続された配管を 通して地下水を屋外排水路へ排水することで、地下水位を一定の範囲に保持する 設計とする。 注記: 揚水ポンプは、地下水の最大流入量を排水可能な容量を有する設計とし、 設備の信頼性向上のため 100%容量のポンプを 1 系統当たり 2 個設置す る。 10.15.4 手順等 7.1 運用管理の方針 地下水位低下設備は、保安規定において LCO, LCO を満足していない場合に要求 ・記載表現の相違 地下水位低下設備の機能喪失への対応として,復旧のための予備品 の確保及び可搬型設備を用いた機動的な措置について手順書及び体 される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 (実質的な相違なし) 制を整備するとともに、地下水位を一定の範囲に保持できないと判断 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一 した場合には、プラントを停止する。また、地下水位低下設備の機能 定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニッ 喪失時の措置については、運転管理上の方針として保安規定に定め トによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。 て、管理していく。 また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	措置に係る資機材の配備, 手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定に定めた上で, 具体的な実施要領を社内規定に定める。	
添付書類十の記載内容 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力		VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針
5.1 重大事故等対策 5.1.2 復旧作業に係る事項 (1) 予備品等の確保 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。 (2) 保管場所 地下水位低下設備の可搬型設備及び予備品は外部事象の影響を受けない	ての状態において機能維持が可能な設計としたものの、それでもなお、機能喪失が発生した場合を想定し、復旧措置に必要な資機材を確保する。 復旧措置に必要な資機材については外部事象の影響を受けないように保管す	(機能喪失を考慮し, 必要な資 機材を確保する方針に変更
場所に保管する。 (3) アクセスルートの確保 地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を外部からの支援が可能となるまでの一定期間確保する設計とする。		補足-600-25-1 地下水位低下 設備の設計方 針に係る補足 説明資料 ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (設置変更許可段階の方針に 基づき,詳細設計を踏まえ具 体化した条件にて浸透流解 析を実施。)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
政馬及火計 勺	図 3-10 アクセスルート (0.P. +14.8m 盤) の評価において参照する地下水位分布 (0.P. m) 3. 屋外アクセスルート (0.P. +14.8m 盤) の評価において参照する地下水位分布 (0.P. m) 3. 屋外アクセスルートの評価方法及び結果 3.3.3 液状化及び揺すり込みによる不等沈下・傾斜、側方流動、液状化に伴う浮上り (1) 地中埋設構造物と埋戻部との境界部 b. 地下水位の設定 評価に用いる地下水位を図3.3.3-3に示す。 添付書類「VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針」に基づき、地下水位低下設備の機能を考慮した浸透流解析により算出した地下水位分布を用いて評価に用いる地下水位を設定するエリア (0.P.14.8m 盤) については、地下水位分布を包絡するように保守的に設定することとし、地下水位を0.P.5.0m, 0.P.10.0m, 0.P.14.8m の3エリアに分けて設定する。 防潮堤より海側 (0.P.3.5m 盤) については、朔望平均満潮位である (0.P.2.43m とする。 上記以外の箇所については、保守的に地下水位を地表面に設定する。	VI-1-1-6 安全設備及び重大 事故等対処設備が 使用されるの でに関する説明書

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)



資料番号他 設置変更許可 工事計画認可 (2) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法 保管場所及び屋外アクセスルートの設計用地下水位は、設置変更許可段 階における設定方針を踏襲しており, 0.P.14.8m盤の設計用地下水位は工 事計画認可段階において実施した浸透流解析の結果を反映し設定してい 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方針に ついて、設置変更許可及び工事計画認可における取扱いを表 9.1.1-1 に示 0. P. 14. 8m 盤は保管場所及び屋外アクセスルートの設置範囲が広く、認 置位置により地下水位低下設備の効果が異なることを踏まえ,設置範囲。 也下水位低下設備の効果に応じてエリア分けを行い,設計用地下水位を記 定している(図 9. 1. 1-1)。 なお、保管場所及び屋外アクセスルートについては、設置変更許可段[6] こおいて設計用地下水位の設定結果を示しており、これに基づく屋外ア。 セスルートの通行性の評価結果(地中埋設構造物の浮上り評価他),並びに 呆管場所及び屋外アクセスルートにおいて評価する斜面(以下「斜面」と いう。)の安定性評価結果を併せて示している(補足1)。 表 9.1.1-1 保管場所及び屋外アクセスルートの設計用地下水位の設定方法 設計用地下水位の設定方法 設定対象 備考 設置変更許可 工事計画認可 一律 0, P, 5, 0m* ・浸透流解析により設定 第3保管エリア 0. P. 14. 8m盤 · 工事計画認可段階で行う浸 (地下水位低下設備の機能喪失か ・岩盤上に設置 保管 場所 透流解析結果を反映する ら2ヵ月後の水位上昇を考慮) 設置変更許可を踏襲 第1,2,4保管エリア 地表面 O. P. 62m 盤 敷地の沈下を考慮した朔望 ・設置変更許可を踏襲 O. P. 3. 5m 盤 平均満潮位 一律 0, P, 5, 0m*1 ・浸透流解析により設定 (9.1.2にて詳述) 屋外ア 工事計画認可段階で行う浸 (地下水位低下設備の機能喪失か クセス 透流解析結果を反映する ら2ヵ月後の水位上昇を考慮) O. P. 14. 8m 盤 ルート ・解析水位分布に応じてエリア分 割し、エリア毎に設定 設置変更許可を踏襲 O. P. 62m 盤 近傍に観測 自然水位より保守的に設定 設置変更許可を踏襲 ・斜面安定性評価において参 斜面 水位あり (浸透流解析による) (浸透流解析による) 照 (9.1.3 にて詳述) 近傍に観測 地表面 ・設置変更許可を踏襲 水位なし (■:地下水位低下設備の効果が及ぶ範囲) 注記*:設置変更許可段階において、屋外アクセスルート(0.P.14.8m盤)の設計用地下水位は建設時工認段階で評 価対象となっている構造物の耐震設計における地下水位を参考に一律 O.P. 5.0m と設定しており、工事計画 認可段階で行う浸透流解析結果を反映する方針としていた。

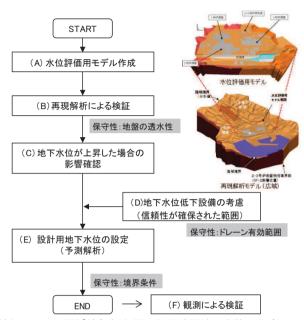
資料番号他 設置変更許可 工事計画認可 c. 評価結果 VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 地中埋設構造物と埋戻部との境界部における不等沈下に伴う段差の評価 下設備の設 結果を表 3.3.3-1 に、 段差緩和対策を実施する箇所を図 3.3.3-4 に示す。 計方針 岩盤内の構造物については構造物周辺が岩盤で覆われていることから. 記載表現の相違 地中埋設構造物と埋戻部との境界部における液状化及び揺すり込みによる (設置変更許可と同様、地下水 不等沈下に伴う段差が生じない箇所として評価した。また、MMR 又はセメ 位低下設備の機能喪失が外 ント改良十にて埋め戻す構造物についても、地中埋設構造物と埋戻部との 部からの支援が可能となる 境界部における液状化及び揺すり込みによる不等沈下に伴う段差が生じな までの一定期間(7日間)を い箇所として評価した。 超え長期に及ぶ場合を想定 算定した相対沈下量が評価基準値以下となる箇所については、地中埋設 し、一定の期間(2ヵ月間) 構造物と埋戻部との境界部における液状化及び揺すり込みによる不等沈下 アクセスルートの通行性を に伴う段差が、車両の通行性に対して影響を及ぼさないと評価した。 確保する設計としており、地 算定した相対沈下量が評価基準値を上回る箇所については、車両の通行 下水位低下設備の機能喪失 性に対して影響があると評価し、補強材敷設による事前の段差緩和対策、 から2ヵ月後の水位を浸透流 若しくは段差発生後の重機による段差解消作業により車両の通行性を確保 解析により評価している。) する。重機による段差解消作業箇所は、段差の形状(影響範囲)や対策工 法の特徴等を考慮して決定した。なお、補強材は十分な耐久性を有するも のとし、路盤掘削工事等に伴い一時的に撤去が必要となった場合は、工事 完了後に速やかに復旧を行う。また、想定箇所以外における万一の段差発 生等に備えて、復旧に要する資材を配備する。 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 7.1 運用管理の方針 地下水位低下設備の復旧作業に的確かつ柔軟に対処できるように, 地下水位低下設備は、保安規定において LCO、LCO を満足していない場合に要求 手順書及び必要な体制を整備するとともに、教育及び訓練を実施する。 される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 さらに、地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能とな 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一 るまでの一定期間を超え長期に及ぶ場合を想定し、外部支援等により 定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニッ アクセスルートの通行性の確保を図る手順と体制の整備を行う。 トによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。 また, 地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように, 復旧 措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自 然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定 に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 まとめ DB 4条 別紙 18 女川原子力発雷所 2 号炉 地下水位低下設備について VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 2 耐震設計の基本方針 2.1 基本方針 第1編 地下水位低下設備の要求機能及び地下水位の設定方針 2. 設計用地下水位の設定方針 (10) 設計基準対象施設及び常設耐震重要重大事故防止設備。常設重大事故緩和 記載表現の相違 2.1 基本的な考え方 設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)又は常設重大事故緩和設備 (実質的な相違なし) (設計基準拡張) が設置される重大事故等対処施設の設計においては、防 施設の設計の前提が確保されるよう地下水位を一定の範囲に保持する地下水位 潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が 低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮するととも 地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範 に、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周 囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲におい 辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれがな ては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。 いように設計する方針とする。 地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的 に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮 地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定 した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し同様に水圧の影響を考慮すると (11) 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備, ともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等 常設重大事故防止設備(設計基準拡張)(当該設備が属する耐震重要度分類 の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、当該施設の機能が損なわれるおそれ が S クラスのもの) 又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張) が設置さ がないように設計する方針とする。 れる重大事故等対処施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状 を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないよう に設計する。 地下水位低下設備の機能を考慮し、施設の設計用地下水位を設定するに当たって 3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針 補足-600-1 地盤の支持性能 は、地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施することとし、保守性を確保す (1) 設計用地下水位の設定方針 について る方針とする。 詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設 記載表現の相違 解析の保守性については、解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定の 置変更許可段階と同様、高めの設計用地下水位を設定する方針とする。 (工事計画認可では、水位が高 他、地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲※2に限定し考慮することにより確 (3) モデル化方針の設定 い場合が必ずしも保守的と 保する。 f. 予測解析 ならない可能性も考慮し、水 予測解析においては揚圧力・地下水位が高めに算出されるよう、解析領域を 位を高く設定する目的を「保 対象施設近傍の 0. P. +14. 8m 盤周辺領域とし、山側を解析境界の地表面(法肩) 守性確保」から「液状化影響 に、海側を H. W. L. に水位固定した定常解析を行う。 検討施設を幅広く抽出する 造成形状や構造物は安全対策工事完了段階に対応したモデル化を行い、ドレ ため」に修正) ーンは既設・新設のうち信頼性が確保された範囲に限定する。 ・解析の保守性確保の考え方は 透水係数は、解析の再現性(観測水位への追従性)が確保される範囲で小さ 設置変更許可より変更なく. 記載を具体化 く (水位が高めに評価されるよう) 設定する。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フローを別紙 18-3 図に示す。

設置変更許可

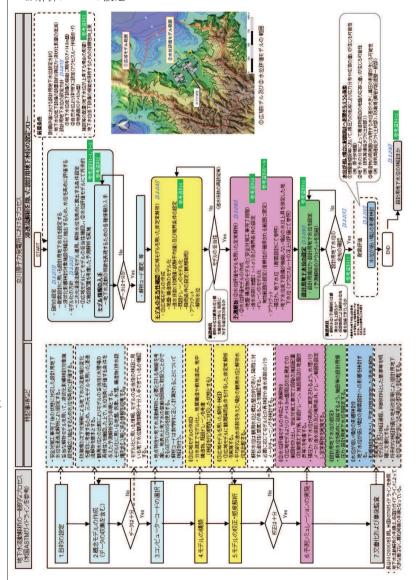


別紙 18-3 図 浸透流解析を用いた設計用地下水位の設定フロー

別紙 18-3 図の各プロセスにおける検討方針を以下に示す。なお、各審査段階に おける提示内容を添付資料 3 に示す。

- (A)~(B)水位評価用モデル作成・再現解析による検証
- 解析モデル・境界条件について建設時工認を参照し設定した上で、観測記録 との比較等によりモデル全体としての保守性の確認を行う。
- (C) 地下水位が上昇した場合の影響確認
- 防潮堤沈下対策による地下水流動場の変化を考慮した水位評価用モデルにおいて地下水位低下設備による地下水位を一定の範囲に保持する機能が期待できない場合の地下水位を算定する。
- この算定結果も踏まえ、耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性の ある施設等を網羅的に抽出する。
- ・ 抽出した施設等について、地下水位の上昇により生じる影響の時系列的な変化を整理し、この影響を低減するための施設ごとの対応方針を定めた上で地下水位低下設備の信頼性を図る方針とする。

d. 解析フローの設定



工事計画認可

図3.3-8 浸透流解析を用いた設計用揚圧力・設計用地下水位の設定フロー

詳細設計を踏まえ具体化した

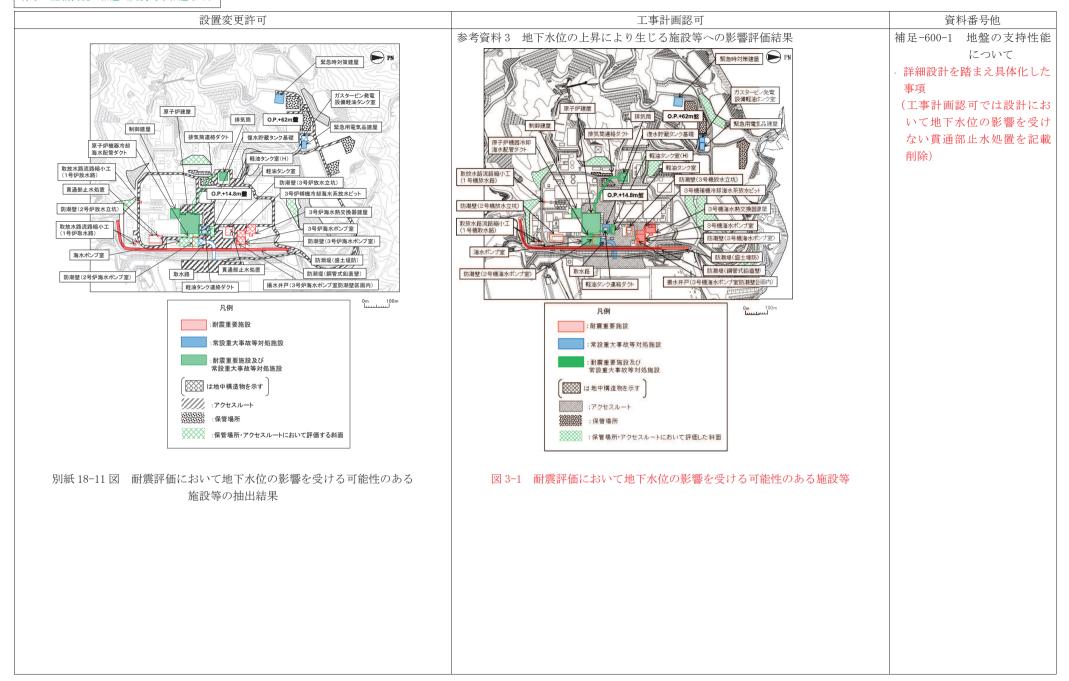
事項

資料番号他

(工事計画認可では、標準的なフローを参考に構成を見直し、(A)~(F)の要素を再構成。なお、工事計画認可では「水位が低い場合の影響検討」を追加しているが、基本的な解析プロセスに変更はない。)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
(D) 地下水位低下設備の考慮 ・ 浸透流解析における算定条件として、地下水位低下設備は施設周辺における地下水位の保持に寄与し信頼性が確保できる範囲を有効なものとして設定する。 (E) 設計用地下水位の設定 ・ 工事計画認可段階で(A)~(D)に基づく予測解析を実施し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を考慮した設計用地下水位を設定する。 (F) 観測による検証 ・ 防潮堤沈下対策前後の地下水位観測データを取得し、(E)にて定める設計用地下水位の検証を行う。 設計用地下水位の設定に当たっては、①~③に示すとおり、建設時工認段階の地下水位設定(二次元浸透流解析)において適用した保守性確保方針(解析に用いるパラメータや境界条件の保守的な設定、①と③)の他、さらに地下水位低下設備を信頼性が確保された範囲に限定し考慮する(②)ことにより保守性を確保する方針とする。 ① 地盤の透水性 建設時工認の透水係数を基本とし地下水位を高めに評価するよう保守的に設定する。 ② ドレーンの有効範囲 信頼性が確保されたドレーンのみ管路として考慮する。施設に対するドレーンの配置から期待範囲を設定し、信頼性の確保に係る3つの観点(耐久性、耐震性、保守管理性)を満たす範囲を抽出した上で、地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を踏まえ講ずる設計上の配慮として、多重性及び独立性を確保できる範囲のみ有効範囲として設定する。 ③ 境界条件解析境界の地表面に水位固定する(別紙18-4 図、建設時工認と同様)。 2.4 地下水位が上昇した場合の影響確認 (1) 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等の抽出	(1) 設計用地下水位の設定方針 詳細設計段階においては、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から、設	補足-600-1 地盤の支持性能について ・記載表現の相違 (工事計画認可では、水位が高い場合が必ずしも保守し、水位を高く設定する目的を「保守性確保」から「液状化影響検討施設を幅広く抽出するため」に修正)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)



別紙 18-3 表 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある 施設等の抽出結果

設置変更許可

	施設等	備考
that upon payar Al -	基礎地盤	
基礎地盤・周辺斜面	周辺斜面	対象となる周辺斜面はなし
	原子炉建屋	
	制御建屋	
7:h. s.l	3 号炉海水熱交換器建屋	
建物・構築物*	排気筒	
	緊急時対策建屋	O.P.+62m盤に設置
	緊急用電気品建屋	O.P.+62m盤に設置
	防潮堤	
	防潮壁	
	海水ポンプ室	
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	
	取水路	
	軽油タンク室	
المارة كالمارة المارة ا	軽油タンク室 (H)	
土木構造物 · 津波防護施設 ·	復水貯蔵タンク基礎	
净水防止設備	軽油タンク連絡ダクト	
(文小)) 正 (以) 加	排気筒連絡ダクト	
	3号炉海水ポンプ室	
	取放水路流路縮小工	
	ガスタービン発電設備軽油タンク室	O.P.+62m盤に設置
	貫通部止水処置	
	3号炉補機冷却海水系放水ピット	
	揚水井戸 (3号炉海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物
	保管場所	O. P. +14. 8m 盤
保管場所•	アクセスルート	0. P. +14. 8m 盤
アクセスルート	保管場所・アクセスルート	O.P.+62m 盤に設置
	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面	

表 3-2 耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等

工事計画認可

	施設等	備考
	基礎地盤	
基礎地盤・周辺斜面	周辺斜面	対象となる周辺斜面なし
	原子炉建屋	
	制御建屋	
7-h. sl.l	第 3 号機海水熱交換器建屋	
建物・構築物*1	排気筒	
	緊急時対策建屋	O. P. +62m 盤
	緊急用電気品建屋	O. P. +62m 盤
	防潮堤	
	防潮壁	
	海水ポンプ室	
	原子炉機器冷却海水配管ダクト	
	取水路	
	軽油タンク室	
土木構造物·	軽油タンク室 (H)	
津波防護施設・	復水貯蔵タンク基礎	
浸水防止設備	軽油タンク連絡ダクト	
	排気筒連絡ダクト	
	第3号機海水ポンプ室	
	取放水路流路縮小工	
	ガスタービン発電設備軽油タンク室	0. P. +62m 盤
	第3号機補機冷却海水系放水ピット	
	揚水井戸 (第3号機海水ポンプ室防潮壁区画内)	浸水防止蓋の間接支持構造物
	保管場所	O. P. +14. 8m 盤
保管場所•	アクセスルート	0. P. +14. 8m 盤
アクセスルート	保管場所・アクセスルート	O. P. +62m 盤
	保管場所・アクセスルートにおいて評価する斜面	

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(工事計画認可では設計において地下水位の影響を受けない貫通部止水処置を記載削除)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

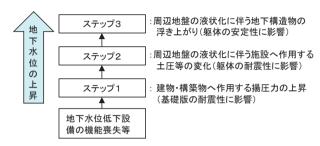
設置変更許可

(2) 地下水位の上昇による影響と対応方針

a. 地下水位が上昇した場合における施設に生じる影響について

地下水位が上昇した場合には、揚圧力上昇及び液状化による土圧等の変化により施設の耐震性等に影響が及ぶ可能性がある。

地下水位の上昇に伴う影響は別紙 18-12 図に示すステップ順に段階的に生じるものと考えられる。



別紙 18-12 図 地下水位上昇時に施設に段階的に生じる影響の概念図

b. 地下水位上昇の影響を低減するための対応方針

地下水位上昇の影響を低減するため地下水位を低下させる対策や施設の耐震 補強の選択肢が考えられるが、地下水位の上昇による影響が段階的に進むこと を踏まえ、早期に影響が生じる建物・構築物の揚圧力影響の低減に着目し、地下 水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を検討の上、設置することとす る。

液状化影響は、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の機能を 考慮した設計用地下水位を用い評価し、当該施設の機能が損なわれるおそれが ないことを確認する。また、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は適切な対策(地 盤改良等の耐震補強)を実施する。

3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針

- (3) モデル化方針の設定
- g. 地下水位の上昇による影響と着目する指標
- (b) 地下水位の上昇による影響が生じるまでの時間
- 二. 着目する指標

地下水位の上昇に伴う各影響は図3.3-14のようにステップ1より段階的に生じると整理される。この整理を踏まえ、ドレーン配置の検討にあたっては、建物・構築物へ作用する揚圧力の上昇影響に着目する。

工事計画認可

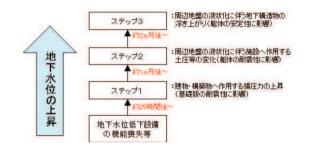


図 3.3-14 地下水位上昇による耐震性への影響

・2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

. 記載表現の相違

(解析等に基づく各ステップ の影響発生までの時間軸の 情報を追加しているが,実質 的な相違なし)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・記載表現の相違

(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 補足-600-1 地盤の支持性能 について 詳細設計を踏まえ具体化した 一方,以下の施設は設計用地下水位の設定において地下水位低下設備の機能 ・緊急時対策建屋, 緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室は, に期待しない。 地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし、(工事計画認可では地表 ・ 緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋及びガスタービン発電設備軽油タンク室 面に設定し評価(表3.3-12に設計用地下水位を「地表面」と記載)) (いずれも地下水位低下設備 (いずれも 0.P.+62m 盤で、自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない の機能に期待しない方針に 範囲の地下水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位 変更はない。なお、可搬型重 ・取放水路流路縮小工は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし 大事故等対処設備保管場所 を設定) (工事計画認可では地表面に設定し評価(表3.3-13に設計用地下水位を「地表 及びアクセスルートにおけ · 取放水路流路縮小工 面」と記載)) る設計用地下水位は「VI-1-(岩盤内に設置され、地下水位は設計に影響しない) 1-6-別添 1 可搬型重大事故 ・可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜面 等対処設備の保管場所及び ・ 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートにおいて評価する斜 は、地下水位低下設備の機能に期待しない方針に変更なし(工事計画認可では アクセスルート」に記載) 自然水位より保守的に設定し評価) (自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下水位)より保守 的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定) また、アクセスルートについては、c.アクセスルートの機能維持の方針で述べ 参考資料3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 補足-600-1 地盤の支持性能 る。 なお、可搬型重大事故等対処設備保管場所については、支持力のみの要求であ ・表 3-3(3)へ、保管場所の影響評価結果として、設置変更許可と同様、「岩盤・ について り、岩盤・MMR上に設置されるため、地下水位の影響は受けない。 MMR 上に設置されるため地下水位の影響は受けない」旨を記載。 記載表現の相違 (実質的な相違なし) 以上の対応方針については、工事計画認可段階において浸透流解析の結果を踏 まえ、詳細を提示する。 3.4.2 一定期間経過後の水位上昇量 補足-600-25-1 地下水位低下 c. アクセスルートの機能維持の方針 設備の設計方 地盤の液状化による影響として、地中構造物の浮上りによるアクセスルートの 針に係る補足 通行性への影響が考えられる。 説明資料 地盤の液状化によるアクセスルート (0.P.+14.8m盤) への影響については、設 記載表現の相違 置変更許可の方針(次頁参照)と同様に、通常の運転状態から地下水位低下設備 (設置変更許可段階の整理を が機能喪失した状態に移行することを仮定し、一定の期間(2ヵ月間。外部から 踏まえ、アクセスルートの設 の支援が可能となるまでの一定期間(7日間)を超え、長期に及ぶ場合を想定し 計用地下水位は地下水位低 設定) が経過した後の地下水位を浸透流解析(非定常解析)により評価し、この 下設備の機能喪失が長期間 水位を参照して地中構造物の浮上りを評価の上、アクセスルートの通行性を確保 (約2ヵ月) 継続した状態を する設計としている。 考慮した浸透流解析に基づ アクセスルート (0.P.+14.8m盤) の評価において参照する予測解析結果を図 3-き評価。)

10 に示す。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

図 3-10 アクセスルート (0, P, +14, 8m 盤) の評価において参照する地下水位分 布 (0, P., m)

*:数値は地下水位(O.P.m)を示す(構造物内の水位は水頭を示す)

工事計画認可

<参考> 設置変更許可におけるアクセスルートの機能維持の方針(まとめ資料)

アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり※1の影響 係る配慮事項を別紙 18-4 表及び以下に示す。

設置変更許可

- ・地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類を 踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮※2により、地下水位は一定の 範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した設 計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構造 物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。
- ・ また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保 する設計**3, **4 とする。
- ・ 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資 機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。
- 地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期 間を超え長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外 部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。

※1:アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地下 水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面とす る。

アクセスルートは、地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がり*1の影響を受け | 補足-600-25-1 地下水位低下 を受けることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に | ることなく通行性を確保する設計とする。アクセスルートの機能維持に係る配慮事項 を下表及び以下に示す。

- 地下水位低下設備の重要安全施設への影響に鑑み、安全機能の重要度分類 を踏まえて講ずる設計上及び機能喪失時の配慮*2により、地下水位は一定 の範囲に保持される。このことから、地下水位低下設備の機能を考慮した 設計用地下水位を設定する区間においては、地震時の液状化に伴う地下構 造物の浮き上がりが発生せず、アクセスルートの通行性は確保される。
- ・ また、地下水位低下設備の機能喪失を想定しても、地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりに対してアクセスルートの通行性を一定期間確保 する設計*3,*4とする。
- ・ 地下水位低下設備が機能喪失した場合に復旧作業等を行うため、必要な資 機材として、可搬型設備及び予備品を確保する。
- 地下水位低下設備の機能喪失が外部からの支援が可能となるまでの一定期 間を超え長期に及ぶ場合においては、予め整備する手順と体制に従い、外 部支援等によりアクセスルートの通行性を確保する。

注記 *1:アクセスルートの地下構造物の浮き上がり評価において用いる地 下水位は、地下水位低下設備の機能を考慮した水位又は地表面と する。

・詳細設計を踏まえ具体化した (浸透流解析に基づくアウト プット)

資料番号他

設備の設計方 針に係る補足 説明資料

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可	Ī
※2:機能喪失時の配慮については,	第Ⅱ編で詳述する。

※3:地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して,工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し,アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果,アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は、地盤改良等の対策を講ずる。

※4: 概略評価で150日間程度はアクセスルートの通行性に影響がない見通しを得ているが、外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ、一定期間として2か月程度を確保することを目安に、工認段階における詳細評価も踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。

別紙 18-4 表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項

配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態		
	・安全機能の重要度分類におい	けるクラス1相当の配慮	(外部事象等への配慮,		
地下水位低下設備に	非常用交流電源設備に接続等	等)			
対する設計上の配慮	・耐震性の確保(Ss 機能維持*)				
	・常設代替交流電源設備(GTG)に接続				
地下水位低下設備に	・可搬型設備及び予備品による復旧				
対する機能喪失時の					
配慮					
アクセスルートに	アクセスルートの通行性が-	一定期間確保できない場	合は、地盤改良等の対策		
対する配慮	外部支援等の活用による通行	丁性の確保			

※ 基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。以下同様に記載

*2:機能喪失時の配慮については、第Ⅱ編で詳述する。

工事計画認可

*3:地下水位低下設備が機能喪失した場合を想定して,工事計画認可段階で機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を評価した上で,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりによるアクセスルートへの影響について評価し,アクセスルートの通行性を一定期間確保する設計とする。この結果,アクセスルートの通行性が一定期間確保できない場合は,地盤改良等の対策を講ずる。

*4:外部からの支援が可能となるまでの期間を踏まえ、一定期間として 2か月程度を確保することを目安に、工認段階における詳細評価も 踏まえて地盤改良等の対策要否を判断する。

表 アクセスルートの機能維持に係る配慮事項

配慮事項	通常運転状態	設計基準事故等状態	重大事故等状態
地下水位低下設備に 対する設計上の配慮 地下水位低下設備に 対する機能喪失時の	・安全機能の重要度分類におい 慮,非常用交流電源設備に抱 ・耐震性の確保(Ss機能維持・ ・常設代替交流電源設備(GTG ・可搬型設備及び予備品による	e続等) う) に接続	(外部事象等への配
配慮			
アクセスルートに 対する配慮	・アクセスルートの通行性が一策・外部支援等の活用による通行	,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	合は, 地盤改良等の対

注記 *: 基準地震動 Ss に対し機能維持することを確認する。

資料番号他

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

d. 地下水位の影響を踏まえた評価と対応

耐震評価において地下水位の影響を受ける可能性のある施設等について、地 参考資料 3 地下水位の上昇により生じる施設等への影響評価結果 下水位の影響を踏まえた評価と対応を別紙 18-5 表のとおり整理した。

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (1/3)

地下水位	の影響を受ける施設等		j.	地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策
基礎地盤 •周辺斜面	•基礎地盤	評価結果		影響なし (原子序建量の地下水位は基礎版中央に設定しているが、地下水位の設定は基 機地盤の評価結果に影響しない。なお、その他は周辺地盤を含め地表面に設 定。)
		対策	地下水位低下設備	_
		刈泉	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果		影響あり (揚圧力影響, 液状化影響)
	·原子炉建屋 ·制御建屋 ·3号炉海水熱交換器建屋 ·排気筒	対策	地下水位低下設備	【独圧力対策】 ○: 地下水位低下設備の設置 【被状化対策】 △: (設計用地下水位の設定において前提とする。)
建物·構築物			各施設等(耐震補強)	△:耐震評価の結果,当該施設の機能に影響が及ぶ場合は,適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。
		評価結果		影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
	・緊急時対策建屋・緊急用電気品建屋	Juli Artic	地下水位低下設備	_
		対策	各施設等(耐震補強)	_

□ 価
 □ 地下水位低下設備が設計上必要
 □ 地下水位低下設備が設計上必要
 □ 地下水位低下設備に均保持される地下水位を前提として評価・対策
 □ 対策不受

別紙 18-5 表 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (2/3)

地下	水位の影響を受ける施設等		地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策								
	・防潮堤・防潮壁・海水ポンプ室	評価結	果	影響あり (揚圧力影響, 液状化影響)							
	・原子炉機器冷却海水配管ダクト・取水路・軽油タンク室		地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)							
土木構造物· 津波防護施設· 浸水防止設備	・軽油シンク室(H) ・億水貯蔵ダンク基礎 ・軽油カシツ連絡ダクト ・排気筒連絡ゲクト ・3号坪海水ボンブ室 ・貫通部止水処置 ・3号坪浦線市却海水系放水ビット ・1揚水井戸 (3号炉浦株ボンブ室防御壁区画内)	対策	各施設等(耐震補強)	会:耐震評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐震補強)を講ずる。							
		評価結	果	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)							
	・取放水路流路縮小工 ・ガスタービン発電設備軽油タンク室	対策	地下水位低下設備	_							
		刈果	各施設等(耐震補強)	_							

月<u>柳</u> 〇:地下水位低下設備が設計上必要 ム:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策 --:対策不要

表 3-3 (1) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (1/3)

工事計画認可

地下水位	の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策
基礎地盤 ・周辺斜面	・基礎地盤	評価結果		影響なし (原子沖建園の地下水位に基礎版中央に設定しているが、地下水位の設定は基 複地盤の評価結果に影響しない。なお、その他は周辺地盤を含め地表面に設 定。)
		対策	地下水位低下設備	-
		対策	各施設等(耐震補強)	-
		評価結果		影響あり (揚圧力影響、液状化影響)
	·原子炉建屋 ·制御建屋 ·3号機海水熱交換器建屋	対策	地下水位低下設備	【掲圧力対策】 ○:地下水位低下設備○設置 (液状化対策】 △:(設計用地下水位の设定において前提とする。)
建物・構築物			各施設等(耐震補強)	△: 耐震評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤 改良等の耐震補強)∛講する。
	・排気筒	評価結果		影響なし (地表面に設計用地下水位を設定)
	・緊急時対策建屋 ・緊急用電気品建屋	1740	地下水位低下設備	-
	STOREGIE ME AND DESCRIPTION	対策	各施設等(耐震補強)	-

表 3-3 (2) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (2/3)

地下	水位の影響を受ける施設等		地下水值	立の上昇による影響を踏まえた評価と対策
	・防潮堤・防潮壁・海水ポンプ室	評価結	果	影響あり (揚圧力影響, 液状化影響)
	・原子炉機器冷却海水配管ダクト ・取水路 ・軽油タンク室		地下水位低下設備	△:(設計用地下水位の設定において前提とする。)
土木構造物 津波防護施設 浸水防止設備	・軽曲ケンク室(H) ・復水貯蔵タンク基礎 ・軽油タン/連絡グハ・ ・排突両連絡ダクト ・3号機海水ボンブ室 ・3号機補機冷却海水系放水ビット ・揚水井戸 (3号機海水ボンブ室防潮壁区画内)	対策	各施設等(耐震補強)	△:耐撲評価の結果、当該施設の機能に影響が及ぶ場合は、適切な対策(地盤改良等の耐撲補強)を講する。
		評価結	果	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
	・取放水路流路縮小工 ・ガスタービン発電設備軽油タンク室	対策	地下水位低下設備	-
		ХІЖ	各施設等(耐震補強)	_

Ⅰ. 個
 ○・地下水位低下設備が設計上必要
 ○・地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策
 一・対策不要

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(排気筒,緊急時対策建屋他に おける設計用地下水位の設 定方法を変更)

月、例
 ○:地下水位低下設備が設計上必要
 △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策
 一:対策不要

設置変更許可

別紙 18-5 事 地下水位の影郷を跡まうた証価と対応 (3/3)

	加瓜10 3 弦	ᄱᄓ	小匠小別音	<u> </u>
地下水位	の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策
	·保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結果	Ę.	影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地 下水位を設定しているが、保管循所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MMR上に設置され るため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)
	(OII : 11:011/m)	対策	地下水位低下設備	_
		对來	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	R.	影響あり(液状化影響)
保管場所・	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	対策	地下水位低下設備	△:(地下水位低下設備が機能喪失した場合は初期水位として考慮)
アクセスルート	(对來	各施設等(耐震補強)	△: c.「アクセスルートの考え方と地下水位低下設備における配慮」参照
		評価結果	Ę.	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
	・保管場所, アクセスルート (O.P.+62m盤)	対策	地下水位低下設備	_
	(O.I . OZIII'me)	对來	各施設等(耐震補強)	-
		評価結果	E.	影響なし (地下水位低下設備に期待せず設計用地下水位を設定)
	保管場所, アクセスルート において評価する斜面	対策	地下水位低下設備	_
	1-4 481 184 7 3-71 184	刈果	各施設等(耐震補強)	_

月 <u>日</u>

 ① ・地下水位底下設備が設計上必要
 ○・地下水位底下設備が設計上必要
 ○・地下水位底下設備により保持される地下水位を前拠として評価・対策
 ──対策不要

- (3) 地下水位が上昇した場合の影響評価まとめ
- a. 地下水位低下設備の設置許可基準規則における位置付け等

施設の設置許可基準規則第4条(・第39条)への適合に当たり、施設の設計 の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持する必要があることから、地下 水位低下設備を設計基準対象施設として位置付ける。

各施設の耐震設計については、防潮堤の下方を地盤改良するために地下水の 流れが遮断され地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあるという女川サ イト固有の状況を踏まえ地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備の 機能を考慮した水位、自然水位(地下水位低下設備の効果が及ばない範囲の地下 水位)より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧 の影響を考慮するとともに、耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設は、液状 化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても当該施設の 機能が損なわれるおそれがないように設計することで基準適合が図られる。

なお、地下水位の影響を受ける施設等、及び地下水位の影響を踏まえた対策 については、工事計画認可段階にその詳細を示す。

T.事計画認可

表 3-3 (3) 地下水位の影響を踏まえた評価と対応 (3/3)

地下水位	の影響を受ける施設等			地下水位の上昇による影響を踏まえた評価と対策
	·保管場所 (O.P.+14.8m盤)	評価結り	Į.	影響なし (地下水位低下設備により一定の範囲に保持される地下水位を前提として設計用地 下水位を設定しているが、保管場所(O.P.+14.8m盤)は、岩盤、MAR上に設置され るため、地下水位の設定は評価結果に影響しない)
	(OIII-IIIIIIII)	対策	地下水位低下設備	_
		对東	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	Į.	影響あり(液状化影響)
保管場所・	・アクセスルート (O.P.+14.8m盤)	対策	地下水位低下設備	△:(地下水位低下設備の機能喪失を仮定し、地震時の液状化に伴う地下構造物の 浮上り評価を行う)
アクセスルート	(対東	各施設等(耐震補強)	△:評価結果は「VI-1-1-6-別添1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアク セスルート」に示す
		評価結果	R.	影響なし (地下水位を地表面に設定し評価)
	保管場所, アクセスルート (O.P.+62m盤)	対策	地下水位低下設備	_
	(OH I OZHIML)	对東	各施設等(耐震補強)	_
		評価結果	Į.	影響なし (地下水位を自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて評価)
	保管場所, アクセスルート において評価する斜面	対策	地下水位低下設備	_
	1-4-	对東	各施設等(耐震補強)	_

月 例
 ○:地下水位低下設備が設計上必要
 △:地下水位低下設備により保持される地下水位を前提として評価・対策

- 3. 地下水位低下設備の設計方針
- 3.2 耐震設計に係る方針
- ・地下水位低下設備を設計基準対象施設として耐震重要度分類Cクラスに分類し、 基準地震動Ssによる地震力に対して機能維持させる設計とする旨を記載。
- ・2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載

・詳細設計段階の検討を踏まえて、排気筒、緊急時対策建屋、緊急用電気品建屋、 ガスタービン発電設備軽油タンク室における設計用地下水位の設定方法を変更 している。

資料番号他 詳細設計を踏まえ具体化した

(保管場所 (0.P.+14.8m 盤) は 変更なし。アクセスルート (0. P. +14. 8m 盤) は設置変更 許可の方針を踏まえて地下 水位低下設備の機能喪失を 仮定し浮上り評価を実施。保 管場所、アクセスルート (0. P. +62m 盤) は設置変更許 可の方針を踏まえ地表面に 設定。保管場所, アクセスル ートにおいて評価する斜面 は設置変更許可の方針を踏 まえ自然水位より保守的に 設定した水位)

- VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針
- 記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 記載表現の相違 (実質的な相違なし)

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(各施設の設計用地下水位の 設定結果を参照した耐震設 計結果については別途説明)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号	子他
b. 地下水位低下設備と対応条文の関連性等 地震時の影響については、代表的に設置許可基準規則第4条或いは第39条へ の適合性を示すことにより確認する。	2. 地下水位低下設備の目的 ・表 2-1 へ地震時の影響について技術基準規則第 5 条或いは第 50 条への適合性を示すことにより確認する旨を記載	VI-2-1-1-別添 1 ・記載表現の相違 (実質的な相違な	下設備の 計方針

					Ē	设置	 置変	更	許可	ij																工.	事	計画	認可				料番号的	h	
			7,		全组	24			П			-	201				参考資	資料 3	3	地下	水位	10.	上昇	に	より	り生	Eΰ	る旅	施設等への影響評価結果		補力	足-600-1			生能
	症		象斜面7		.P.+62m5	.P.+62m						9	P.+62m2			地震に攻			180					お鹿し	出土の	*			1		· 計	羊細設計る			した
20%	大等設事対備	% %	**		0	0			Н		$\dagger \dagger$		0	\forall	⊲				画廊可段	おける				下設備を	新により				MI No		事	事項			
各条文の	重 単 位 位 位 位 位 の の の の の		+	<1	+	4	44	<1	H			1	4	11		-En=-			· # H	報子		後無	数無 (対	下木位任	被強消費用力を設定		1	極	数の技術を表示している。		(1	非気筒を	$(A) \to (C)$	へ変更))
4に示す	皮·余震		+		+	1	44	1	H		+	1	1	11		- 記載寸: **は, それ ***は, それ ***まする。	Œ	+	1	が変数	e#	益	能	素	打職		T	型	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)						
分けは※ 89	無		er:	2 8 8	n	7	7 7	7		1 1 2	11.	7		11		世	6			東大画									(本語) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4						
※女子かる。色にご 番詰	相源	\vdash				Q)	44	44		14	21 21 4	71				変更許可 第4条及 示すこと	4000	1 + 3 に 7	大り機能	報正費	张19					◁			数等() 第3条3 () () () () () () () () () () () () ()						
制御する イ質器と ホサンと				000	0	◁				1 <		4			+	・て設置 を第2項、 適合性を	\$4.00 28	南外 时	200		#: 0					< 1			当中の衛星を発展回済を設め、地域の						
- 条件とし 適合性を		38条	<	100	◁	⊲	44	44		1 < <		٥	< <	44		が第38% び第38% 4条への、	- III	なか かっか	SCI .	455	₩., 00*			*2	* *	**	- 10		(8)に禁 るもので るもので ド本位の影						
△ は で へ の の の の の の の の の の の の の	鍵	3 条 區*	<	100	⊲	4	44	44		1 <		4		44		水位の高 条2項及 準規則第	拉拉	画する条	- CO	1000			1	0	0 0	0	- 10.		(3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7						
上必要, 示す(=;	型	38条	9 %	П		П			П		П			П		77、地下で、回第30回第30回第30世末	停停下	1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3						4	4	4	-		#書を示する。 84.40。 164.44、 17.41。 18.42。 18.42。						
Dは設計 関係を		3 ※ 園 ※	4			\parallel			Ħ		\parallel			\parallel		を示す。 120~251 1894名。 する。まず 1814報間	去 十	w, A/t	を開発を示	準援別の 載)	2 4 38		-				-0:		の中でのでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中のでは、中ので						
\vdash	1	27							Н		$^{\rm H}$			+		たの業番の 一番を確定して、 でので、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	400	袋計上点	本人の記事	東許可基条文を記	1 服 3 条	4	+	_		_	_	+	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京						
	1					$\frac{1}{1}$			H		\mathbb{H}	$\frac{1}{1}$	$\frac{1}{1}$	\prod	+	18 番(な)	大		di .	經事盛)	新 38 新		-	Q	4 4	4		-	を受ける。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、						
おける) (保持さが (f機とす)	(本本)														計画器 n 石銀の女 7.7 第395 4.4 条への 帯の影響	東	<u> </u>			es ⊕	*	4	٥	4	٩	_		には、毎日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日						
生確保に下設備の	(A) により (A) により (水位を)	必要時				0	00	00	000						0	14. 工事 5. 基礎1 6. 基礎1 7. Clは、第 7. としては、第 7. との表現である。19. との表現では、19. との表現では、19. との表現である。19. との表現では、19. との表現である。19. との表現では、19. との表現である。19. との表現では、19. との表現では、19. との表現では、19. との表現では、19. との表現では、19. との表現では、19. との表現では、19. との表現では、1				(C) K		.0	6			C	0 (0 0	変えなる。 できたた。 できたた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できたた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 、 は、 できた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、						
安全下水位低	左記権工	in in	\perp		\perp	\parallel			Н		\coprod		\perp	\parallel	\parallel		4.11.0	2000 おける	います	こより保	計画場下 ほとする は対策)								・						
型	(A) 計値保約 のため	発的に必														ネた対策	幸	1 単版 1	木位低于位置付け	(B)	のよう数 K会を指数 (必断等に								表権を招 でであり、 17 20 9 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2						
	遊	恒	+	H	+	\mathbb{H}		\vdash	$^{\rm H}$	H	$^{\rm H}$	$^{+}$	+	$\frac{1}{2}$	$^{+}$	神面 響を踏ま 着合とト不 ・第40条り、 ・第40条り、 ・1年を要い	a a	4	2	4 4 4	の形成								下水位の 関係の 関係の 関係の で で は、より イン たち、 条						
														簽区画内	400	/面子2条 /(面子2条 /(位の影) り、条文 司様の要 関第5条 設の適合				(A) 設計値	宣传的			a	0 0	0			及び機 高る金と を とかぞれ ですことに 種しない						
								(2)r				1	2012年	アット電防灘	(編)	おいて計 び地下7 でないた3 第4条と1 可基準規 等対処施	報	6											の施設等 は可能記 ではなが ではなが があった。 大性が 大性が 大性が						
				器建屋				水配管		数		H. H.	が補軽組	K * KOK	.+14.8m	がアートに に対策・及 とが影響 は関連に で対画発言 を大事故・	(1)	¥\ + \							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	題を発			の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・						
	施設等		nte	く熱交換	策建屋	河 出 使 固	7	銀光計測	(重)	タンク基品	解タ小	小器器が上端路線が	ン発電影大処置	東京年度(3年度)	(O.P.+14 /	で で で で で で で で で で で で で で	20	á á		爺		200		111	1	加木圏交	1	新華 国 新田 英 田 英 田 英 田 英 田 英 田 英 田 英 田 英 田 英 田	7.大信の (2) (3) (4) (4) (5) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (8) (9)						
		2000年 2000年	300名画 300名画 574石 電	御建屋 号炉箱	系统制度	容急用電 5網堤	5潮壁 年水ポンプ	頁子炉機 2水路	経油タンノ	夏水貯蔵を油タンク	E価シンプログラング 関連	方が事となり	1789一尺 1通部止	お 空 補 根 弱水 井 戸	を首場所 クセスル の発担所	20 影響を の影響を かする 番対象加 番対象加						五龍班	単海の田	華子小	田瀬東田	第 10 年 10 年 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日 10 日	E V	報信 報信 報信 報信 報信 報信 第	** * * * * * * * * * * * * * * * * * *						
		Ê		· 13 = 14 = 15 = 15 = 15 = 15 = 15 = 15 = 15		W (2)			, (m) , (m	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	設備	0 == 1	K m	0 ##		他下水位 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						-	8	-	- 30	報告			記録						
		新教	周辺斜	海参・権能	<u>:</u>					十木構造 神財防協	漫水防止				保管場所							華護地	世			**									
	短過する条文 安全性確保における (位成下設備の位置付け**) 「〇八線計上必要、△江線計条件として通路17名。④分けは※4に示す各条入 関係を示す「『江書~20過午件を示すとにより展覧	関連する条文 安全性確保における (佐佐下設備の位置付け**) 「「「は置きした)関、公は設計・条件として開発ける。 金分けは※4に示する条文 (佐佐下設備の位置付け**) 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「一」 「「」」 「「」	# 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	# 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	大学・大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学					Particle Particl	施設等		(A)	## 1	施設等 施設等 施設等 施設等 施設等 施設等	# 1		施設等等 (Control of the control of t	施設等等 (CHERPLE ASE ALTERPROPER METALE ASS ALTERPROPER ASS ALTERPROPER METALE ASS ALTERPROPER ASS ALT			19 19 19 19 19 19 19 19	1987	1987年 19	1987 1987	1995年 19	19 19 19 19 19 19 19 19	19 19 19 19 19 19 19 19	Column C	### 15 19 19 19 19 19 19 19	### 1995 199	### (1975) 1975 1	## 1	特定 - 600 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	### T 大保の 上記 19 年 である 19 日 19

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	19 19 19 19 19 19 19 19	

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

 工事計画認可	資料番号他
の	
電子 (本)	
0.	
下記機	
2000年 2000	
本のでの (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
(2) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
100 10	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
第10年 (1975年)	
2.5.4(3) 同様 0.2.14.25 職) 0.2.14.25 職) 0.2.14.25 職) 0.2.14.25 職) 1.2.14.25 職) 1.3.14.25 職)	
大学 - 4(3)	
事を	

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

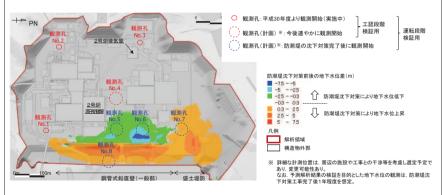
2.5 観測による検証

設計用地下水位の設定に用いる予測解析は防潮堤沈下対策完了後の状態をモデル化することから、予測解析結果の妥当性の検証として、防潮堤沈下対策の工事完了後に地下水位の観測を行い、解析にて想定した地下水位を観測水位が下回ることを確認する。

観測孔は、防潮堤の沈下対策による地下水位への影響範囲を考慮し設定する。 地下水位観測計画位置を別紙 18-13 図に示す。

工事計画認可段階の予測解析の検証においては、防潮堤の沈下対策の影響を受けない No. 1~No. 4 孔の観測記録を参照する。また、防潮堤の沈下対策工事完了後の運転段階においては、防潮堤外も含めて No. 5~No. 8 孔の観測記録を検証材料に加える。

なお、今後の地下水位設定の信頼性確認等への活用を念頭に、別紙 18-13 図のうち複数孔については防潮堤沈下対策影響の検証後も観測を継続し、基礎データとして集積していく。



別紙 18-13 図 地下水位観測計画位置

工事計画認可

(10) 設計用地下水位の今後の検証計画など

a. 工事完了後の地下水位の観測計画

予測解析結果は、将来的な防潮堤の沈下対策や新設ドレーン等を考慮したものであることから、今後、これらの施工が完了した運転段階において地下水位の観測記録を取得し、設計用地下水位と比較することにより、予測解析の妥当性を確認する方針とする。

地下水位観測計画を図3.3-82に示す。

資料番号他補足-600-1 地盤の支持性能について

記載表現の相違

(工事計画認可では観測データを追加し説明。防潮堤沈下対策完了後の観測計画は変更なし)

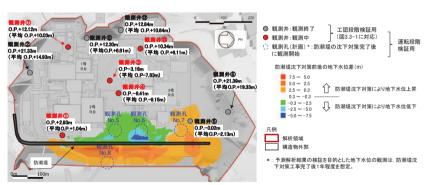


図 3.3-82 防潮堤沈下対策による影響範囲と今後の地下水位観測計画

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

第Ⅱ編 地下水位低下設備の信頼性向上の方針

- 3. 機能喪失要因等の分析に基づく設備構成の検討
- 3.4 分析結果を踏まえた信頼性向上のための配慮事項

別紙 18-20 表 機能喪失要因とこれを踏まえた設計上の配慮項目

機能	構成部位	機能喪失要因	対策
集水機能	ドレーン・接続桝	ランダム故障	・ 閉塞による機能喪失の可能性に対して、ドレーンの配置・形状を考慮した 新設ドレーン・揚水井戸の配置等の配慮により機能維持
		地震	Ss機能維持することにより集水機能を確保
支持•閉塞 防止機能	揚水井戸	地震	・ Ss機能維持することにより支持・閉塞防止機能を確保
		ランダム故障	ポンプの多重化による機能維持
		地震	Ss機能維持することにより揚水ポンプの機能を確保
	揚水ポンプ	竜巻	井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
排水機能		落雷	制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は避雷針の保護範囲内への設置
19F/N/0支HL		火山	井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止
		ランダム故障	・ 吐出配管の多重化
	配管	地震	• Ss機能維持
		竜巻	井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
		ランダム故障	・ 多重化により機能維持。また、水位計、動力・制御盤及び中央制御室監視盤間を 接続するケーブルについても同様に多重化
		地震	• Ss機能維持
		台風, 竜巻	• 屋内設置
		凍結	・ 凍結防止装置を設置, 又は屋内設置
		降水	・ 防水処理, 又は屋内設置
	制御盤	積雪	・ 積雪荷重を受けないように屋根等を設置, 又は屋内設置
		落雷	制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は屋内設置
		火山	・ 火山灰の侵入防止措置の実施, 又は屋内設置
監視·制御 機能		生物学的事象	・止水や貫通部処理による小動物の侵入防止、又は屋内設置
		森林火災(外部火災)	・火災の影響を受けないよう屋内設置
		内部火災	・ 制御盤の分離, 離隔距離を確保した配置
		内部溢水	共通要因故障に配慮した配置
		ランダム故障	多重化による機能維持を図ることとし、片系が機能喪失した場合には設定水位に 到達時にもう片系の水位計の検知によりバックアップ
		地震	• Ss機能維持
	水位計	竜巻	井戸に飛来物影響の防護が可能な蓋を設置
		落雷	制御盤への保安器の設置等による避雷対策,又は避雷針の保護範囲内への設置
		火山	井戸に対する火山灰の侵入を蓋の設置により防止
電源機能	電源 (非常用DG)	ランダム故障	• ランダム放除に対しては多重化による機能維持

工事計画認可

4. 機能の設計方針及び設計仕様

- 4.1 集水機能 (ドレーン及び接続桝)
- 4.1.1 集水機能の設計方針

表 4-1 集水機能の設計において考慮する事象

								機能喪	失要因						
機能	構成部位	単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)
集水	ドレーン	•	•	00	Θ	00	00	2	Θ	00	00	2	00	Θ	0
機能	接続桝	•	•	00	0	00	00	2	0	00	0	2	00	0	0

- 凡例 ●:設計において考慮、①:設備設置箇所において影響を受けない、②:設備の機能・構造上より考慮不要、一:静的機器であり評価対象外
- 4.2 支持・閉塞防止機能(揚水井戸及び蓋)
- 4.2.1 支持・閉塞防止機能の設計方針

表 4-7 支持・閉塞防止機能の設計において考慮する事象

	構成部位		機能喪失要因														
機能		単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)		
支持・閉	揚水 井戸	-	•	0	00	0	2	2	•	0	•	3	00	2	0		
塞防止 機能	蓋	-	•	0	2	•	2	2	•	0	•	•	2	2	2		

- 凡例 ●:設計において考慮,①:設備設置箇所において影響を受けない,②:設備の機能・構造上より考慮不要,一:静的機器であり評価対象外
- 4.3 排水機能(揚水ポンプ及び配管)
- 4.3.1 排水機能の設計方針

表 4-9 排水機能の設計において考慮する事象

NEW COL	構成部位		機能換失要因														
機能		単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)		
排水	揚水ポンプ	•	•	0	0	•	0	2	2	•	•	2	00	2	2		
機能	配管	•	•	0	0	•	2	2	9	2	2	8	2	2	3		

- 凡例 ●:設計において考慮。①:設備設置箇所において影響を受けない。②:設備の機能・構造上より考慮不要。-:静的機器であり評価対象外
- 4.4 監視・制御機能(水位計及び制御盤)
- 4.4.1 監視・制御機能の設計方針

表 4-12 監視・制御機能の設計において考慮する事象

	構成部位		機能喪失要因														
機能		単一 故障	地震 (5条)	津波 (6条)	風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事象 (7条)	森林火災 (外部火災) (7条)	内部火災 (11条)	内部溢水 (12条)		
監視・制	制御盤	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
御機能	水位計	•	•	0	0	•	00	2	2	•	•	•	00	9	2		

凡例 ●:設計において考慮,①:設備設置箇所において影響を受けない,②:設備の機能・構造上より考慮不要,一:静的機器であり評価対象外

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

資料番号他

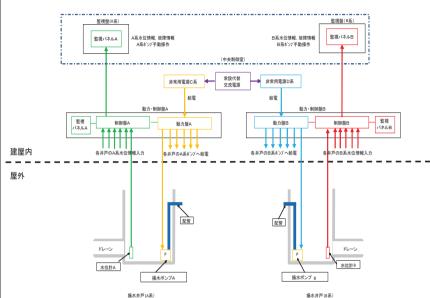
詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(揚水井戸の蓋について, 竜巻による飛来物及び火山灰の侵入に対して排水機能及び監視・制御機能を維持可能な設計とするため, 支持・閉塞防止機能の構成部位に追加した。)

設置変更許可	工事計画認可 4.5 電源機能(電源(非常用ディーゼル発電機),電源盤及び電路)														資料番号他			
								ーゼル	レ発電	機),	電源	盤及て	が電路 しんしん かいしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	;)			・詳細設計を踏まえ具体化した	
	4.5.1 電源機能の設計方針															事項		
	表 4-14 電源機能の設計において考慮する事象														(電源機能について電源盤及			
	機能	構成部位	115	Lets dis-	38.35	m (4am)	205 MA	400		失要因	w.e	deate	6. 66. 70.00 W A	森林火災	18 18 1 CC	also der Manda	び電路を追加し, 単一故障及	
		88	単一 故障	地震 (5条)		風(台風) (7条)	竜巻 (7条)	凍結 (7条)	降水 (7条)	積雪 (7条)	落雷 (7条)	火山 (7条)	生物学的事命(7条)				び技術基準規則の要求踏ま	
		電源 (非常用ディー ゼル発電機)	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	えた機能喪失要因を再整理	
	電源 機能	電源盤	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	した。)	
		103	•	•	0	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	凡例 ●):設計におい	いて考慮。①:	: 設備設置館	箇所において影	響を受け	ない, ②: i	設備の機能	構造上より	考慮不要,	一:静的概	器であり評価	面対象外					

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

3.5 監視・制御機能及び電源接続の系統構成



設置変更許可

別紙 18-24 図 地下水位低下設備の電源系、監視・制御系の系統構成概要

- 4. 運用管理・保守管理上の方針
 - (1) 運用管理及び保守管理に係る位置付け

原子炉施設保安規定及びこれに関連付けた社内規定類において、地下水位 低下設備の運用管理、保守管理に係る事項を定める。具体的には、運用管理 については運転上の制限等を定めるとともに、必要な手順を整備した上で管理 していく。また、保守管理については予防保全対象として管理していく。

【運用管理の方針(案)】

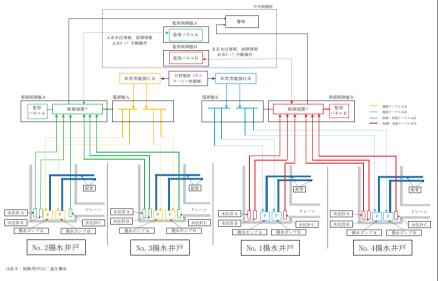
▶ 原子炉施設保安規定において、地下水位低下設備に運転上の制限(以下、「LC O」と記載)を設定する。

< 具体的な対応>

- LCO, LCOを満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時 間(以下、「AOT」と記載)を設定し、逸脱した場合には、原子炉を停止することを定 める。
- 地下水位低下設備が動作可能であることを定期的に確認することを定める。

3. 地下水位低下設備の設計方針

3.1 地下水位低下設備の系統構成



工事計画認可

図 3-3 地下水位低下設備の制御及び電源系統図

7. 運用管理・保守管理

地下水位低下設備の運用管理については、原子炉施設保安規定(以下「保安規定」 という。)において運転上の制限(以下「LCO」という。)を設定するとともに、地下 水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機 材を配備し、手順書及び必要な体制を整備し、教育及び訓練を実施することを保安 規定に定めた上で社内規定に定める。

保守管理については、保全計画の策定において、他の運転上の制限を設定する設 備と同様に「予防保全」の対象と位置付け管理する。

また、復旧措置に係る資機材は、社内規定に点検頻度等を定め、適切に維持管理 する。

7.1 運用管理の方針

地下水位低下設備は、保安規定において LCO、LCO を満足していない場合に要求 される措置及び要求される措置の完了時間(以下「AOT」という。)を設定する。 工事計画認可段階における詳細設計で信頼性向上を図っているが、地下水位を一

(原子炉建屋・制御建屋エリア

詳細設計を踏まえ具体化した

資料番号他

及び第 3 号機海水熱交換器 建屋エリアにそれぞれ 2 基 設置した揚水井戸に対し、揚 水井戸ごとに必要な機能及 び機器を「1系統」と位置付 け、1系統で各エリア内の地 下水位を一定の範囲に保持 できる設計とする。)

. 記載表現の相違 (実質的な相違なし)

記載表現の相違 (実質的な相違なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

» 原子炉施設保安規定に関連付けた社内規定類において地下水位低下設備の運転 管理方法を定める。

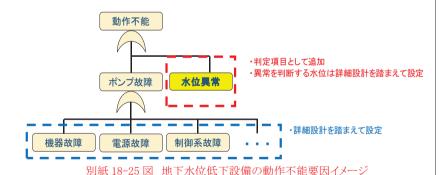
< 具体的な対応>

- 地下水位低下設備の運用に係る体制、確認項目・対応等を整備する。
- 地下水位低下設備が機能喪失した場合に、可搬型設備による機動的な対応による 復旧を行うための手順を定める。

① LCO の設定の考え方

LCOについては、対象エリア*ごとに地下水位低下設備の多重性確保の観点を踏まえた設定を行う。揚水ポンプ等の機器故障及び揚水井戸の水位の視点からの動作不能の判断基準を設定する。これにより、揚水ポンプが稼働している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても、水位による動作不能の判断を行うことが可能となる。なお、機能喪失の詳細な判定項目(揚水ポンプ故障の要因等)は詳細設計を踏まえ設定する。(別紙18-25 図参照)

※ 対象エリアとは、2号炉原子炉建屋・制御建屋周辺、3号炉海水熱交換器建屋周辺及び2号炉 排気筒周辺を指す。



定の範囲に保持できない場合又はそのおそれがある場合には、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始するとともに、原子炉を停止する。

工事計画認可

また、地下水位低下設備の復旧措置に的確かつ柔軟に対処できるように、復旧措置に係る資機材の配備、手順書及び体制の整備並びに教育訓練の実施方針を自然災害発生時等の体制の整備及び重大事故等発生時の体制の整備として保安規定に定めた上で、具体的な実施要領を社内規定に定める。

7.1.1 地下水位低下設備の LCO 設定方針

地下水位低下設備は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにそれぞれに機能が要求されることから、各エリア個別にLCOを設定する。また、本設備は全ての原子炉の状態において機能が要求されることから、LCOも全ての原子炉の状態に対して適用する。

次に、図 3-2 において地下水位を一定の範囲に保持するために必要な機能及び機器を「1 系統」としており、これを LCO 設定方針における「1 系列」と位置付ける。

LCO は個別の機能及び機器ごとに設定するのではなく、系列の中で管理する。機器に異常が発生し、当該系列の機能が喪失すると判断した場合に動作不能と判断し、LCO 逸脱時に要求される措置を講じる。これは、ポンプ、流路等を構成する設備を含めて系列の中で管理する既存の設計基準事故対処設備と同様の考え方である。地下水位低下設備1系列の各構成要素に対するLCO 設定上の考え方を表7-1に示す。

また、揚水ポンプが稼動している状態において何らかの要因により排水機能に影響が生じ、揚水井戸の水位が上昇した場合においても水位低下措置を速やかに開始するよう、揚水井戸の水位に対してもLCOを設定する。

水位のLCOについては、AOT内に水位低下措置を完了することで設計用揚圧力以下に保持できるよう、基礎版が被圧しない状態の揚水井戸の水位であるドレーン(鋼管)位置(「6.3.1 到達時間(X1),(X2)の評価」における初期条件に相当)より下部に設定する水位高高警報設定値を判断基準とする。

地下水位低下設備の LCO 設定例を表 7-2 に示す。具体的な LCO は今後保安 規定に定める。

. 記載表現の相違

(実質的な相違なし)

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

- (LCO を適用する原子炉の状態,地下水位低下設備に必要な機能及び機器を整理し「1系列」の対象を明確化した。)(2号炉排気筒周辺は地下水位低下設備の設置エリアとして対象外とした。)
- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項
- (揚水井戸の水位に対して LCO を設定した。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 表 7-1 地下水位低下設備 1 系列の各構成要素に対する LCO 設定上の考え方 詳細設計を踏まえ具体化した 機能 設備構成 LCO 設定上の考え方 ・ドレーン (地下水位低下設備1系列に必 集水機能 地下水位低下設備1系列の中で管理する。 要な機器を整理した。) 接続桝 支持・閉塞 揚水井戸 地下水位低下設備1系列の中で管理する。 防止機能 • 菨 場水ポンプ 揚水ポンプ1台と付随する配管を地下水位低下設備1系 排水機能 • 配管 列の中で管理する。 水位計3台を地下水位低下設備1系列の中で管理する。 • 水位計 なお、水位計 1 台でも監視・制御は可能であることを踏 監視・制御 機能 まえ、故障台数に応じた措置を定める。 • 制御盤 地下水位低下設備1系列の中で管理する。 地下水位低下設備1系列の中で管理する。 ・雷源(非常用ディー なお、非常用ディーゼル発電機は個別に LCO が設定され ゼル発雷機) 電源機能 ているが、地下水位低下設備固有の措置である水位低下 雷源盤 措置を実施するために、非常用ディーゼル発電機のLCO 逸 電路 脱時には、地下水位低下設備のLCO 逸脱も判断する。 詳細設計を踏まえ具体化した 表 7-2 地下水位低下設備の LCO 設定例 事項 項目 運転上の制限 (各構成要素に対するLCO設定 原子炉建屋 の考え方を整理した。) 地下水位低下設備 2 系列動作可能であること 制御建屋エリア 水位 水位高高警報設定値未満 (No.1及び No.2 揚水井戸) 第3号機海水熱交換器 地下水位低下設備 2系列動作可能であること 建屋エリア 水位 水位高高警報設定値未満 (No. 3 及び No. 4 揚水井戸) 7.1.2 地下水位低下設備のLCO 逸脱時に要求される措置の設定方針 ② 要求される措置の考え方 (1) 地下水位低下設備の動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置 ・ 地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲で保 記載表現の相違 地下水位低下設備1系列に100%容量の揚水ポンプを2台設置するため、揚水 持することが可能であることから、1系列が動作不能の場合は、残りの1系列について (実質的な相違なし) ポンプを例にLCO 逸脱時に要求される措置を示す。 動作可能であることを確認するとともに、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措 揚水ポンプが1系列動作不能となった場合、残りの1系列について動作可能 置を開始し、予備品への交換を行う。 詳細設計を踏まえ具体化した であることの確認及び可搬ポンプユニットによる水位低下措置を凍やかに開 上記で要求される措置を完了時間内に達成できない場合、または、地下水位低下設 始する。残りの1系列が動作可能である場合、地下水位は設計用揚圧力以下に 備2系列が動作不能の場合には、原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止し (1系列動作不能時のAOTを具 保たれる。揚水ポンプが1系列動作不能となった場合の地下水位の挙動につい た後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることから、可 体化。(表 7-3 に記載)) て図 7-1 に示す。

可搬ポンプユニットによる水位低下措置については、速やかに開始し、かつ

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

搬型設備により地下水位を低下させる措置を開始し、予備品への交換を行い継続的 に常設機の復旧を図る。

③ AOT の設定の考え方

- ・ 地下水位低下設備1系列が動作不能時の AOT はn日間※1とする。
- ・ 地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、24時間で高温停止、36時間で冷 温停止する。
- ・ 可搬型設備によりα時間^{※2}以内に地下水位を低下させる措置を完了する。 ※1:nについては、地下水位低下設備はプラントの状態に関わらず高い頻度で稼働するという性質を踏まえ、丁事 計画認可段階での浸透流解析結果に基づき、現実的な設備の復旧時間等を勘案して設定することとする。 ※2:体制構築時間及び可搬型設備設置後の起動時間を積み上げ、この時間が設計用地下水位到達までの時間 (X時間)に包絡されるものとする。また、 α 時間は工認設計段階での浸透流解析結果により決定するが、設定する 際、体制構築時間等に一定の保守性を確保する。(別紙 18-26 図参照)



別紙 18-26 図 可搬型設備による水位を低下させる措置の概念

 α 時間*以内に完了するよう AOT を設定する。これにより 2 系列の揚水井戸か ら排水できる状態を確保した上で、予備品への交換による当該系列の復旧を図 る。復旧に係る AOT は、LCO 逸脱から水位低下措置完了までに要する時間及び 設備の復旧に最低限必要な時間を確保するとともに、非常用炉心冷却系等との 整合性を踏まえ設定する。

T.事計画認可

設定する。

上記で要求される措置を AOT 内で達成できない場合, または2系列動作不能 の場合には、原子炉の状態が運転、起動及び高温停止においては、原子炉を冷 温停止させるとともに、冷温停止後も地下水位低下設備の機能が要求されるこ とから、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始した上で、 α 時間*以内に完了させる。

原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された 燃料に係る作業の中止並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接 続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁 止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速や かに開始した上で、 α 時間*以内に完了させる。

また、可搬ポンプユニットによる水位低下措置完了時間については、従前よ り AOT は通常運転状態を前提としていることを踏まえ、放射性物質拡散抑制を 応が無い場合の時間を AOT として設定する。なお、重大事故等が発生し、更に 放射性物質拡散抑制対応(シルトフェンス設置)が必要となった場合において も設計用揚圧力に到達する前に可搬ポンプユニットによる排水開始が可能で ある。

故障する揚水ポンプの組み合わせに応じ、地下水位低下設備の LCO 逸脱時に 要求される措置の例を表 7-3 に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定 に定める。

注記*:浸透流解析から評価した到達時間前に、原子炉建屋・制御建屋エリア 及び第 3 号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置を確実に完了 できるよう、水位低下措置完了時間の評価結果を踏まえ、両エリアそ れぞれに設定する。

詳細設計を踏まえ具体化した

資料番号他

(原子炉の状態に応じた措置 を設定。)

(揚水ポンプの組合せに応じ たLCO 逸脱の判断、要求され る措置及び AOT を具体化し た。)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 表 7-3 地下水位低下設備の LCO 逸脱時に要求される措置の例 詳細設計を踏まえ具体化した (原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*1) 事項 (1系列動作不能時のAOTを具 要求される措置*2 AOT ポンプA ポンプB 体化。(表 7-3 に記載)) 満足 速やかに ・他の1系列が動作可能であることを確認する。 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 凍やかに ~ 1系列 動作不能* 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 • 19時間*4 × × ・当該系列を動作可能な状態に復旧する。 ・10日間 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 凍やかに 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 • 19時間*4 × 高温停止とする。 • 24時間 冷温停止とする。 • 36時間 注記*1:第3号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。 *2:水位計のみ故障している場合は、表 7-4 により対応する。 *3:1系列動作不能時に要求される措置を AOT 内に達成できない場合, 2系 列動作不能時に要求される措置へ移行し、プラントを停止する。 *4: 第3号機海水熱交換器建屋エリアの場合、「可搬ポンプユニットによ る水位低下措置を完了する。」措置の AOT は 26 時間とする。 6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討 詳細設計を踏まえ具体化した 6.3.2 水位低下措置完了時間 (α1), (α2) の評価 事項 地下水位低下設備が機能喪失した後の,可搬ポンプユニット2個による水位 (水位低下措置完了時間(要員 低下措置完了までの時間について図6-4、措置時間算出にあたっての考え方を 参集による体制構築から水 位低下開始まで)を評価し, 表 6-2 に示す。 なお、平日勤務時間帯は、発電所内の要員で対応するため、より短時間で水 到達時間の範囲内で対応可 位低下措置を完了することが可能となる。 能であることを確認) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 要員(数) 対応要員及び水位低下措置完了までの動き 移動(対応要員(緊急時対策所⇒保管場所)) 移動(可搬ポンプユニット(保管場所→原子炉建屋・制御建屋エリア)) 作業(可搬ポンプ投入準備) 作業 (原子炉建屋・制御建屋エリアへの可搬ポンプ投入/記動) 対応要員 , B, C, D, 移動 (可搬ポンプユニット (保管場所→第3号機海水熱交換器建屋エリア) 作業(可搬ポンプ投入準備) 作業(第3号標準水熱交換器建局エリアへの可能ポンプ投入/起動 図 6-4 地下水位低下設備機能喪失後の水位低下措置完了時間 (α1及びα2)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	6.3.3 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認結果	
	地下水位低下設備の機能喪失後,原子炉建屋・制御建屋エリアの水位低下措	
	置完了時間 $(\alpha 1)$ は約 19 時間であり、到達時間 $(X1)$ の範囲内で対応可能	
	であることを確認した。	
	また,第3号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置完了時間 (α2) は	
	約26時間であり、到達時間(X2)の範囲内で排水開始が可能であることを確	
	認した。	
	なお、重大事故等が発生し、更に放射性物質拡散抑制対応(シルトフェンス	
	設置)が必要となった場合、当該対応に要する時間(約190分)を考慮しても、	
	原子炉建屋・制御建屋エリアの水位低下措置完了時間約 22 時間, 第 3 号機海	
	水熱交換器建屋エリアの水位低下措置完了時間は約 29 時間であり、到達時間	
	の範囲内で排水開始が可能であることを確認した。	
	以上のことから、可搬ポンプユニットの配備数が2個で妥当であることを確	
	認した。	
	(2) 水位計の動作不能による LCO 逸脱時に要求される措置	
	地下水位低下設備1系列に3台設置する水位計のうち、1台又は2台動作不	 ・詳細設計を踏まえ具体化した
	能となった場合でも、残りの水位計で監視・制御可能な設計だが、設計上の設	事項
	置台数を満足しない状態であるため,LCO逸脱と判断し,予備品への交換によ	(水位計の動作不能による LCC
	る復旧を図る。	逸脱時の措置を明確化。)
	水位計1 台が動作不能となった場合,残りの2台で監視・制御可能であり,	
	復旧に係る AOT は、地下水位低下設備2系列により監視・制御及び排水が可能	
	な状態を維持していることを踏まえて設定する。要求される措置を AOT 内に達	
	成できない場合は、水位計2台が動作不能となった場合に要求される措置に移	
	行する。	
	水位計2台が動作不能となった場合,残りの1台で監視・制御可能だが,こ	
	れが故障した場合には当該1系列が監視・制御不能となるため,可搬ポンプユ	
	ニットによる水位低下措置を速やかに開始し更なる排水機能確保した上で、予	
	備品への交換による復旧を図る。要求される措置を AOT 内に達成できない場合	
	は、2系列動作不能時に要求される措置へ移行し、原子炉を冷温停止する。	
	水位計3台が動作不能となった場合は監視・制御不能となるため、可搬ポン	
	プユニットによる水位低下措置を速やかに開始し、α時間*以内に完了させた	
	上で、 LCO 逸脱から水位低下措置完了までに要する時間と設備の復旧に最低	
	限必要な時間内に水位計1台を復旧し、監視・制御可能な状態とした上で、水	
	位計3台動作可能な状態に復旧する。要求される措置をAOT内に達成できない	
	場合は、2系列動作不能時に要求される措置へ移行し、原子炉を冷温停止する。	
	動作可能な水位計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-	
	4に示す。具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。	

設置変更許可				工事計画認可		資料番号他
			及び第3号4 きるよう, ぞれに設定	から評価した到達時間前に,原子炉建屋・制御 幾海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置を確 水位低下措置完了時間の評価結果を踏まえ,同 する。 立計の台数に応じた LCO 逸脱時に要求される指	雑実に完了で デエリアそれ	・詳細設計を踏まえ具体化した
			(原子	炉建屋・制御建屋エリアの場合*1)		事項
		動作可能な 台数	LCO	要求される措置	AOT	(水位計の動作不能による LCO 逸脱時の措置を明確化。)
	1	3台	満足			延胱時の拍直を明確化。)
	2	2台	逸脱 ^{*2} (1台動作不能)	・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	• 10日間	
				・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び	・速やかに	
	3	1台	逸脱 ^{*3} (2台動作不能)	・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 及び	• 19時間* ⁴	
				・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	• 10日間	
				・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 及び・可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。	・速やかに ・19時間* ⁴	
	4	0台	逸脱*3 (3台動作不能)	・ 小做ホンノユーットによる小世也下指直を元」する。 及び ・ 水位計を1台動作可能な状態に復旧する。	• 19時間	
			(3 L1 39) [P-11 HG)	及び ・水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	• 10日間	
		*2: *3: *4:	要求される技 こ要求される 実施する。 要求される技 だされる措置 第3号機海力	k熱交換器建屋エリアも同様に設定する。 昔置を AOT 内に達成できない場合,水位計 2 台 措置へ移行し,可搬ポンプユニットによる水位 昔置を AOT 内に達成できない場合,2 系列動作 へ移行し,プラントを停止する。 k熱交換器建屋エリアの場合,「可搬ポンプユニ を完了する。」措置の AOT は 26 時間とする。	ℤ低下措置を	
		揚水 場合, 切 が生じ 水ポン ての動 位により	井戸の水位高]り替え後の ている可能性 プ又は水位計 乍不能を判断) 異常を確実	OLCO 逸脱時に要求される措置 信号による揚水ポンプ切り替え後も水位上昇 場水ポンプ等の設備故障又は揚水ポンプ容量を がある。設備故障が原因であることが明らかれ の動作不能による LCO 逸脱として判断可能だっ できない場合又は想定を超える流入が生じたな に検知して、設計用揚圧力以下に保持するため 高高警報設定値を LCO の判断基準とする。	超える流入 は場合は、揚が、設備とし場合でも、水	・詳細設計を踏まえ具体化した 事項 (揚水井戸の水位に対して LCO を設定した。)

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他
	1系列のみ揚水井戸の水位が制限値に到達し、さらに水位が上昇し続けた場	
	合の水位挙動は図 7-1 に示す揚水ポンプが 1 系列動作不能となった場合と同	
	様である。よって、もう1系列の揚水井戸の水位が制限値を満足していること	
	が確認できれば、地下水位は設計用揚圧力以下に保たれる。	
	しかし、水位上昇の原因が設備故障によるものと判断できない場合は、設計	
	上考慮していない事態が発生している可能性があることから, 原子炉の状態が	
	運転、起動及び高温停止においては、原子炉を冷温停止させるとともに、可搬	
	ポンプユニットによる水位低下措置を速やかに開始した上で, α時間*以内に	
	完了させる。	
	原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換においては、炉心変更及び照射された	
	燃料に係る作業の中止並びに有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接	
	続している配管の原子炉圧力容器バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁	
	止する措置を講じるとともに、可搬ポンプユニットによる水位低下措置を速や	
	かに開始した上で,α時間*以内に完了させる。	
	揚水井戸の水位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例を表 7-5 に示す。	
	具体的な要求される措置は今後保安規定に定める。	
	注記*:浸透流解析から評価した到達時間前に、原子炉建屋・制御建屋エリア	
	及び第3号機海水熱交換器建屋エリアの水位低下措置を確実に完了で	
	きるよう,水位低下措置完了時間の評価結果を踏まえ,両エリアそれ ぞれに設定する。	
	てれいに放足する。	
	表 7-5 楊水井戸の水位に応じた LCO 逸脱時に要求される措置の例	
	(原子炉建屋・制御建屋エリアの場合*1)	
	M- 1規少井京M- 0根少井京	
	の水位 の水位 B 東京される宿庫 A01	
	₩ 設定値未満 設定値未満	
	② 水位高高警報 水位高高警報 設定値 以上 設定値 未満 ・可般ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 ・選やかに 及び ・可能ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 ・19時間*3	
	③ 水位高高警報 水位高高警報 設定値以上 逸脱 及び ・高温停止とする。 ・24時間	
	及び、水位高高警報、水位高高警報	
	♥ 設定値以上 設定値以上 ・ 「信温停止とする。 ・ 36時間	
	注記*1:第3号機海水熱交換器建屋エリアも同様に設定する。	
	*2:表7-3により対応している場合を除く。	
	*3:第3号機海水熱交換器建屋エリアの場合、「可搬ポンプユニットによる水	
	位低下措置を完了する。」措置の AOT は 26 時間とする。	

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

④ サーベランスの設定の考え方

・ 地下水位低下設備の電源系及び制御系に異常がないこと、水位レベル及びポンプの 運転に伴い水位が低下していることを、1回/日の頻度で、制御盤で確認する。

⑤ 常時監視の考え方

地下水位低下設備については、揚水井戸の水位及び揚水ポンプの運転状況を中央 制御室において常時監視する。

【保守管理の方針(案)】

- ➤ 保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備にLCOを設定することから、他のLCO設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理していく。
- ▶ 機能喪失した場合に備え予め予備品を確保した上で、機能喪失時には原因調査を 行い補修する。

① 可搬型設備及び予備品確保の考え方

- ・ 地下水位低下設備は、重要安全施設への影響に鑑み、原子炉施設の安全機能の 重要度分類を踏まえて、高い信頼性を確保する設計とするものの、それでもなお、 動作不能が発生した場合を想定し、可搬型設備及び予備品を配備する。
- ・ 地下水位低下設備は, 常時待機状態の緩和系とは異なり, 比較的高い頻度での稼働が必要な設備である。
- ・ こうした性質を勘案して、対象エリア各々で単一故障が発生し、かつ、その状態が重なる場合を想定しても、可搬型設備での対応が可能となるよう、必要台数を配備することとする。
- ・ また,可搬型設備を設置した上で予備品により恒久的な復旧を図るため,別紙 18-23 表に示す必要な資機材を配備する。

7.1.3 サーベイランスの実施方針

揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が1時間当たり2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水井戸の水位上昇に伴い揚水ポンプが起動すること及び揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認し、LC0に関する点検結果の記録として保存する。なお、毎日1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定している。

地下水位低下設備は今後新たに設置する設備であることから,運用開始後 の運転実績を踏まえて,サーベイランスの実施方法及び頻度は適時適切に見 直していく。

7.2 保守管理の方針

保全計画の策定では、原子炉施設保安規定において地下水位低下設備に LCO を設定することとから、他の LCO 設定設備と同様に、地下水位低下設備を「予防保全」の対象と位置付け管理するとともに、各エリアにおける全ての揚水井戸の機能喪失が発生しても、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、「6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討」を踏まえ、必要台数を配備する。

- 6. 地下水位低下設備の復旧措置に必要な資機材の検討
- 6.2 復旧措置に係る資機材
 - 6.2.2 可搬ポンプユニットの配備

可搬ポンプユニットは、の交換が必要となった場合において、速やかに機器を復旧するため、復旧作業が可能となる水位まで地下水を排水することに加え、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、各エリアの排水機能の維持を可能とするため、各エリアに1個、計2個配備する。

6.2.1 予備品の配備

予備品は、原子炉建屋・制御建屋エリア及び第3号機海水熱交換器建屋エリアにおける全ての地下水位低下設備の機能喪失を考慮し、復旧措置にあたり機器の交換が必要な場合に備え、各エリアを1系統復旧できる数量を表6-1のとおり配備する。

詳細設計を踏まえ具体化した事項

(設計で考慮されている揚水 ポンプ発停頻度を具体化。)

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

・記載表現の相違 (実質的な相違なし)

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(各エリアそれぞれで排水機能,監視・制御機能に係る機器の故障が発生した場合に備え復旧できる個数を配備する設計とした。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

_				
			設置変更許可	
		別紙 18-	23表 資機材の配備数	
		項目	配備数	備考
	可搬型設備	・揚水ポンプ・発電機 等	・対象エリアごとに1セット	
	予備品	・揚水ポンプ ・制御盤の構成部品 ・水位計 等	・サイトとして一式	対象エリアで設置する ポンプ容量が異なる場合は、容量ごとに一式

(2) 要求される措置の具体的な例

地下水位低下設備1系列が動作可能であれば、揚水井戸の水位を一定の範囲に保持することが可能であるが、1系列が動作不能の場合は、可搬型設備を設置し地下水位を低下させる措置を開始するとともに、残りの1系列について動作可能であることを確認し、予備品の揚水ポンプとの交換(復旧)を行う。

上記により2系列動作可能な状態に復帰する。

地下水位低下設備2系列が動作不能の場合には、地震が発生すると施設に対し 揚圧力による影響があることから原子炉を停止する。それに加えて、原子炉を停止した後の原子炉の状態においても地下水位低下設備の機能が要求されることか ら、可搬型設備及び予備品により地下水位を低下させる措置を行う。

(3) 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査

設置許可基準規則第12条の解釈において、試験又は検査について以下の要求事項がある。

- 運転中に定期的に試験又は検査(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)に規定される 試験又は検査を含む。)ができること。
- 多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。

これを踏まえて、地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。

地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を別紙 18-24 表に, 地下水位低下設備の検査項目と範囲を別紙 18-29 図に示す。

	工事計画認可
表 6-1	各機器に必要となる予備品

機能	機器	配備数
排水機能	揚水ポンプ	各エリア1個(計2個)
監視・制御機能	制御盤の構成部品	各系統1セット(計2セット)
	水位計	各エリア3個(計6個)

~ (P33 にて比較済み)~

7. 運用管理・保守管理

- 7.2 保守管理の方針
- 7.2.1 地下水位低下設備の具体的な試験又は検査

地下水位低下設備は独立して試験又は検査ができる設計とする。 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例を表 7-6 に,地下水位低下設備 の検査項目と範囲を図 7-2 に示す。

VI-2-1-1-別添 1 地下水位低 下設備の設 計方針

資料番号他

・記載表現の相違(実質的な相違なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

	以巨友关口马
別紙 18-24 表	地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度
水位検出器性能(校正)検査	水位検出器の校正を行い,適切な値が伝送 されることを確認する。	定期検査ごと
水位計設定値確認検査及び インターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること, イン ターロックが作動することを確認する。	定期検査ごと
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポンプが 起動・停止することを確認する。	定期検査ごと
揚水ポンプ起動試験	揚水ポンプが起動することを確認する。	1回/月

工事計画認可

表 7-6 地下水位低下設備に係る試験又は検査の例

項目	内容	頻度
水位検出器性能(校正)検査	水位検出器の校正を行い, 適切な値が伝 送されることを確認する。	定期事業者検査ごと
水位計設定値確認検査及び インターロック確認検査	水位計設定値が適切な値であること,インターロックが作動することを確認する。	定期事業者検査ごと
揚水ポンプ機能検査	インターロックの入力信号によりポン プが起動・停止することを確認する。	定期事業者検査ごと

資料番号他 詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可段階で揚水ポ ンプ起動試験を1回/月の頻 度で確認することとしてい たものは、揚水ポンプが起動 し, 地下水を排水できている ことを確認する目的で,制御 盤にて揚水ポンプの起動、揚 水ポンプ起動に伴う揚水井 戸の水位低下を確認するも のを想定していた。詳細設計 において、 揚水ポンプの発停 頻度が1時間当たり2回程度 となるよう考慮した自動起 動設定値としたことから、毎 日1回,サーベイランスで揚 水ポンプが起動すること及 び揚水ポンプの運転に伴い 揚水井戸の水位が低下して いることを制御盤で確認す ることで、確認頻度を上げて 対応できるものであり、揚水 ポンプ起動試験(1回/月)の 設定について適正化した。)

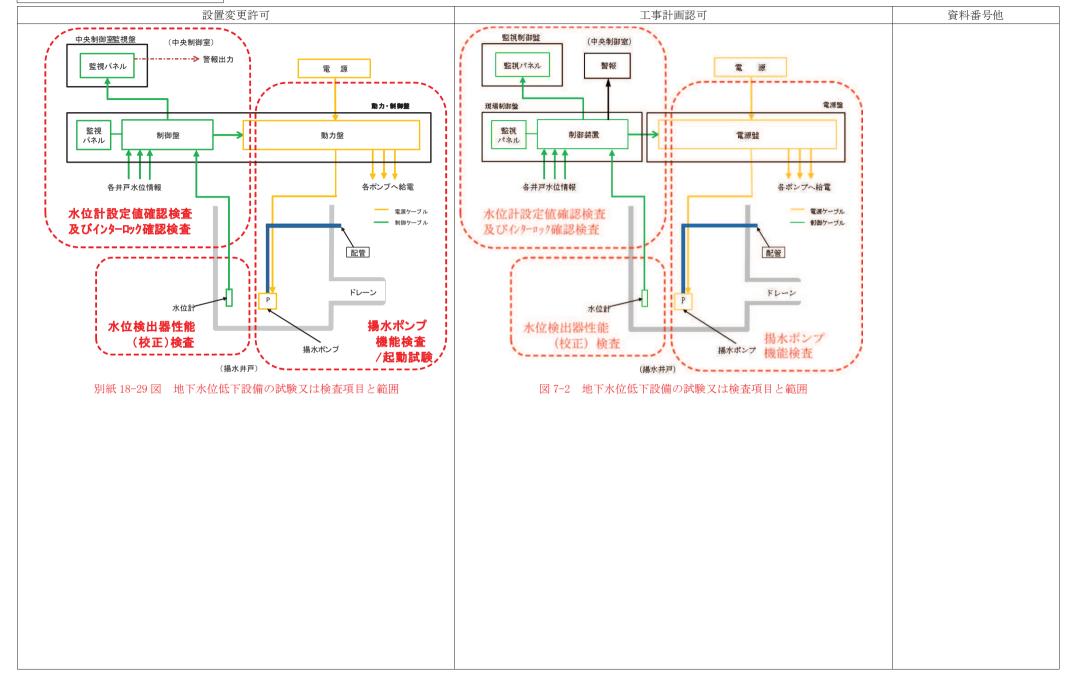
7.1.3 サーベイランスの実施方針

揚水ポンプ自動運転の設定値は、揚水ポンプの発停頻度が1時間当たり2 回程度になるよう考慮されている。したがって、運転上の制限を満足していることを確認するために、電源系及び制御系に異常がないこと、揚水井戸の水位上昇に伴い揚水ポンプが起動すること及び揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下していることを、毎日1回、制御盤で確認し、LC0に関する点検結果の記録として保存する。なお、毎日1回の確認頻度は、異常の有無を常時監視している設備である計測及び制御設備を参考に設定している。

地下水位低下設備は今後新たに設置する設備であることから,運用開始後 の運転実績を踏まえて,サーベイランスの実施方法及び頻度は適時適切に見 直していく。

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設計で考慮されている揚水 ポンプ発停頻度の具体化を 踏まえ,毎日1回,LCOを満 足することを確認する。)



緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

添付資料 2 ドレーンの信頼性確保の検討

1. はじめに

ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方を添付2-1表に示す。

ドレーン構造(有孔管)に起因し経時的に状態が変化するモードとして土砂流入が考えられるが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したものを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積することから、管の閉塞に至るリスクはない。さらに、今後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行う計画とする。

工事計画認可

- 3.3 敷地の地下水位分布及び耐震評価における地下水位設定方針
- 3.3.2 耐震評価における設計用地下水位設定方針
- (5)予測解析(②水位評価モデルを用いた定常解析)
- a. ②水位評価モデルの作成 (e)ドレーンのモデル化 ニ.ドレーンの集水機能保持の前提について

(口)保守管理

既設のヒューム管内部への土砂等の流入は非常に少なく*1,ドレーン内への 土砂堆積は非常に緩速に進行する(新設する鋼管は岩盤内に設置するため、土 砂等が流入する可能性は非常に小さい)。

浸透流解析において考慮するドレーンは、既設・新設のうち耐久性・耐震性・保守管理性が確保できる範囲として設定。土砂による閉塞以外の要因も含め、集水機能を喪失しうる要因を網羅的に抽出した上で、設計(耐久性・耐震性の確保)並びに保守管理により機能を維持することが可能と整理している。また、実機を用いた試験施工により、カメラ等によるドレーン内部の確認や高圧洗浄による土砂の除去など、保守管理方法の成立性を確認している。(参考資料9)

更に、ドレーンは今後予防保全対象として<mark>地下水位低下設備は「予防保全」</mark>の対象と位置付け管理する方針*2 としており、排水機能を担うドレーンについても保全計画を定め、 定期的な点検・土砂排除を行うことから、管の閉塞に至るリスクはなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレーン機能の喪失は保守的な想定である。

参考資料9 地下水位低下設備の保守管理について

- 2. ドレーンの保守管理について
- 2.1 ドレーンの機能喪失要因と対応方法

集水機能を担うドレーン・接続桝は、閉塞による機能喪失リスクを考慮する 必要がある。設置状況や保守管理性を踏まえ、機能を喪失する可能性のある事 象を網羅的に挙げ、それらに対する対応の考え方を整理した。ドレーンの機能 喪失要因と対応の考え方を表 9-1 に示す。

ここに示すとおり、土砂流入をはじめとして、機能喪失への影響が想定される全ての事象は、設計(耐久性・耐震性の確保)並びに保守管理により対処し、機能維持することが可能である。

なお、ドレーンは技術基準規則第14条の要求事項への配慮の観点から、部分 閉塞を想定した設計を行っているが、ドレーンは耐久性・耐震性を確保したも のを使用すること、有孔部から流入する土砂は非常に緩速に堆積すること、今 後予防保全対象として定期的な点検・土砂排除を行うことから、管の閉塞に至 るリスクはなく、有孔部からの流入土砂に起因するドレーン機能の喪失は保守 的な想定である。

資料番号他 補足-600-1 地盤の支持性能

足-600-1 - 地盛の支持性能 について

- . 記載表現の相違
- (記載を具体化。基本方針に変 更なし)
- ・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(ドレーン閉塞要因の分析,試験施工の実施)

補足-600-1 地盤の支持性能 について

記載表現の相違

(記載を具体化。基本方針に変 更なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

添付 2-1 表 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

設置変更許可

機能喪失への影響が想定される事象	設計・保守管理における対応の考え方と取扱い
・経年劣化や地震により損壊し、断面形状を 保持できなくなる。	・耐久性のある材料を採用するとともに、Ss機能維持設計とする。
・ドレーンの有効範囲以外等からの雨水流 入,その他想定以上の雨水流入によりドレーンの集水能力が不足する。	・ドレーン・接続桝の集水機能の検討に当たっては、ドレーンの有 効範囲以外等からの雨水流入の可能性を考慮、また、湧水量を 大きく評価するように透水係数を設定したうえで流入量を確認し、 必要に応じて設計に反映する。(排水機能にも係る事項であり、 ポンプ、配管設計にも反映する)
・土砂流入により閉塞又は通水断面が減少 し、集・排水機能を喪失する。	・堆砂実績を踏まえ、十分な余裕を有する断面を有する管径を設定するとともに、定期的な点検、土砂排除を実施する。 - 有孔部(ヒューム管 ¢ 25mm、塩ビ管 ¢ 7mm)から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢※1※2に進行することから、十分な余裕を有する断面を持つことで機能喪失には至らない。 - また、設置状況や管径に応じて、既設ドレーンにアクセスすることを目的とした保守管理用立坑を設置することにより保守管理性の向上を図る。
・地盤改良工事等による目詰まり等により 集・排水機能を喪失する。	・施工時の規制を行う。(施工方法の検討)

- ※1 有孔ヒューム管・有孔塩ビ管は、岩盤を掘り下げて設置しており、透水層が管周囲に充填される構造のため、管内への土砂供給
- ※2 有孔ヒューム管の至近の目視確認結果では、設置後20年以上が経過しているが底部に僅かに堆積が確認される程度。堆積土砂 はシルト相当。(添付資料1)

工事計画認可 表 9-1 ドレーンの機能喪失要因と対応の考え方

機能喪失への影響が想定される事 象	設計・保守管理における事象への対応	設計上の 考慮	機能喪 失の想 定
経年劣化や地震によりドレーンが 損壊し、断面形状を保持できなく なる。	 耐久性のある材料を使用するとともに、耐震性(Ss機能維持)を確保する設計とする。 	要	不要
ドレーンの有効範囲以外等からの 雨水流入,その他想定以上の雨水 流入によりドレーンの集水能力が 不足する。	 湧水量の算定においては、設置される全てのドレーンからの流入を 考慮する。また、湧水量を大きく算定するように透水係数を設定 し、得られた湧水量を包絡するスペックの揚水ボンブ能力を設定する。 	要	不要
土砂流入により閉塞又は通水断面 が減少し,集・排水機能を喪失す る。	 ・既設ヒューム管内部のカメラ調査結果から、ドレーンの設備供用開始後の堆積土砂は僅かである。 (有孔部(ヒューム管φ25mm, 鋼管φ7mm) から管内への土砂流入は微量であり、有孔部に対し管径が十分大きく、土砂堆積による通水断面の減少は非常に緩慢*1*2に進行する。 ・ドレーンは設計湧水量に対し十分な排水能力が確保されている。新設ドレーンは設計湧水量に対し十分な排水能力を確保されるよう設計する。 ・予防保全として、定期的な点検、土砂排除を実施する。 	要	要
地盤改良工事等による目詰まり等 により集・排水機能を喪失する。	・ 施工方法や規制等によりドレーン流入を防止する。 ・ 施工後のドレーン状況の確認を行う。	要	不要
バクテリア影響によりドレーンに 目詰まりが生じ、集水機能を喪失 する。	 第2号機,第3号機の既設ヒューム管はそれぞれ設置から約25年、18年経過しているが、内部カメラ調査結果から、同影響による目詰まり等は確認されていない。 バクテリアが大量に増殖するためには豊富な有機物が常に供給される必要があるが、本設備は地下の湧水を集水している設備であり、定常的に有機物が少ない環境下であることを確認しておりバクテリアが増殖し機能喪失することは考えにくい(表9-2)。 また、構内排水は生活排水とは独立した系統を有しており、発電所周辺において大きな環境変化も予定されておらず、今後も有機物の供給の急激な増加はないと考えられる。 予防保全として、定期的な点検を実施する。 	不要	不要
鉄酸化細菌(鉄バクテリア)によりドレーンに目詰まりが生じ,集 水機能を喪失する。	 地下水は中性であること、また鉄分含有量が少ないことを確認しており鉄バクテリアが増殖し機能喪失することは考えにくい(表 9-2)。 予防保全として、定期的な点検を実施する。 	不要	不要

詳細設計を踏まえ具体化し た事項

資料番号他

(工事計画認可では、ドレーン の機能喪失要因を更に検討 し,バクテリア影響に対する 考察を追加。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

2. ドレーン・接続桝の機能喪失事象への信頼性確保の考え方

ドレーンの敷設状況等を踏まえた保守管理方針を整理した。ドレーンの保守管 理方針を添付 2-2 表に示す。

既設の接続桝又はドレーンに接続された保守管理用の立坑を新たに構築する 等、保守管理性の向上策もあわせて検討する。

なお、既設の2号炉原子炉建屋及び3号炉海水熱交換器建屋基礎版下部にある ような径が 6100 mmの有孔塩ビ管の保守管理に当たっては、添付2-2表のとおりカ メラ等で状況の確認ができ機能喪失時の対応も可能と考えられるものの、機能喪 失時の検知及び修復に不確実性があるものと考えられることから、耐震性及び耐 久性を有していたとしても保守管理に期待せずドレーンの機能喪失を前提とした 設計(管路ではなく透水層)とする方針とする。

添付 2-2 表 ドレーンの保守管理方針

		構成部位	(例)	ドレー	ドレーンの点検内容			
区分		有孔ヒューム管・ 接続桝	有孔塩ビ管	手段	点検対象と確認内容	異常時の対応		
I	全城立入可能	◆800mm(全範囲), ◆1,050mm(全範囲)		• 目視	損傷等の有無,土砂堆積 状況等から,通水断面が 保持されていることを確認 する。	• 詳細調査を行い、必要 な対策を実施する。		
п	カメラ等により部分的に確認可能	φ 500mm (流末部)	φ 100mm (2号炉R/B直下 3号炉Hx/B直下	カメラ等	・損傷等の有無, 土砂堆積 状況等から, 通水断面が 保持されていることを確認 する。			
Ш	流末部※1の断面の確認及びトレーサー試験等により確認可能	φ 500mm (流末部以外)		 流末部の断面を Ⅱにより確認※2 トレーサー試験等 	・Ⅱより通水断面が保持されていることを確認する。 ・トレーサー試験等により通 水経路の連続性が保持されていることを確認する。	• Ⅱの範囲と同様の状態 にあるものと考え、詳細 調査を行い、必要な対 策を実施する。		

- ※1・海末部とは、同径の笠の最下海部を表す (右孔とューム笠(よ500mm)は立入りできたいが、最下海部の接続機を介してよ800mm・41050mmの右孔とューム笠と会会して いろため、最下流部周辺は目視・カメラ等による確認が可能である)
- ※2:以下に示す理由から、ドレーンは一定の品質が確保され、供用環境も同様と考えられるため、通常時は流末部で外観点検を行うことで異常等の検知が可能である。
 - a 施工方法・仕様の共通性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており、開削により露出した岩盤上に同様の施工管理基準のもと設置されている。
 - b. 建設時記録の信頼性: ドレーンは同時期に同一施工体制のもと設置されており, 施工記録等により設置時の情報を確認できる。 c. 耐久性・耐寒性(S機能維持)が確保されている。

 - こ 前ノスに ***の近にから後にある。 (岩倉標道、外力(土板り)の変動が小さい、地下空間のため紫外線等の劣化要因が少ない、流入する地下水に有害な物質が含まれない等) e. 流末部は土被りが最大(作用荷重最大)であり、設計上最も厳しい部位である。

工事計画認可

2.2 ドレーンの保守管理性の確保方法

参考資料 9 地下水位低下設備の保守管理について

ドレーンの機能喪失事象を踏まえ、保守管理性を有することについては、経 路の連続性に関する確認、通水断面の確保の可否により判断する。ドレーンの 構造・形状別の部位に応じた保守管理性の確保方法について、表 9-3 のとおり 整理した。

ここで、表 9-3 における「流末部」とは同径の管の最下流部を表す。ヒュー ム管 (φ500mm) は立入りできないが、立入り可能なφ800mm、φ1050mmのヒュ ーム管については、最下流部の接続桝や近傍の保守管理立坑からアクセスでき、 目視・カメラ等による確認が可能である。

表 9-3 保守管理性の確保方法

		設置状況	と調査項目*	保守管理性の確保方法				
部位	立入	立入 カメラ トレーサー試験+流 末部確認		経路の連続性 確認方法	通水断面の 確保方法			
鋼管 (φ142.5mm)	×	0	×	・カメラ	· 設計 (Ss 機能維持)			
ヒューム管 (φ500mm)	×	Δ	0	・トレーサー試験・流末部の確認(カメラ・目視)	・維持管理 (定期的な点検・土			
ヒューム管 (φ 800mm) ヒューム管 (φ 1050mm)	0	0	0	・目視(人の立入)・トレーサー試験・流末部の確認 (カメラ・目視)	砂排除)			

*:各部位における調査可否(○全範囲可, △部分的に可, ×不可)

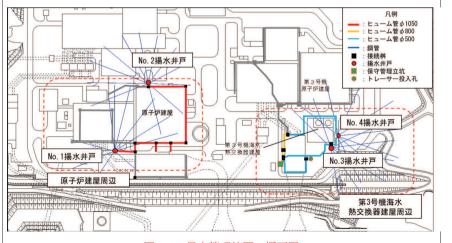


図 9-1 保守管理範囲の概要図

資料番号他 補足-600-1 地盤の支持性能 について

詳細設計を踏まえ具体化し た事項

(工事計画認可ではドレーン 各部位へのアクセス性を踏 まえた保守管理方法等の情 報を追加)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

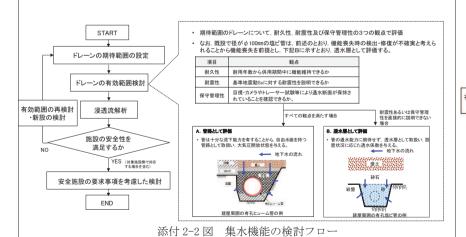
設置変更許可		工事	計画認可	資料番号他
		+ 0 4 2		
	エリア	表 9-4 各 主な構成部位	部位へのアクセス性 アクセス性	
	原子炉建屋周辺	主な構成部位 ヒューム管	- No.1, 2 揚水井戸内にステージを設け接続	
	原于炉建屋间边	(φ 1050 mm)	部から直接,人がアクセスできる	
		鋼管	・No.1,2 揚水井戸内の作業ステージからカ	
		φ 142. 5 mm)	メラ、洗浄ホースが挿入できる	
	第 3 号機海水熱		・No.3, 4 揚水井戸の接続部または下流側の	
	交換器建屋周辺	(φ800 mm, φ500 mm)	保守管理立坑からカメラが挿入できる	
	文换船是座问起	(φ σσσ шш, φ σσσ шш)	・No.3, 4 揚水井戸の接続部またはトレーサ	
			一投入孔からトレーサーを投入でき、下	
			流側の保守管理立坑から試料回収でき	
			5.	
			・ No.3. 4 揚水井戸の接続部のトレーサー投	
			入孔から洗浄用ホースが挿入できる。	
		鋼管	・No.3,4 揚水井戸内の作業ステージからカ	
		(φ 142. 5 mm)	メラ、洗浄ホースが挿入できる	
	注記*1・十砂の堆積		判断した場合は、上流側の揚水井戸またはトレーサー投	
			直接集・排水機能を担うものではないことから,設計基準	
			有効範囲を維持していくために必要であることを踏まえ、	
		Ssに対する機能維持を図る		
		, , -, , , , , , , , , , , , , , ,		

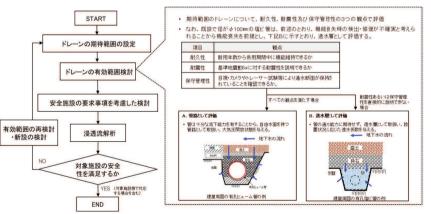
赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項 緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 3. 集水機能の信頼性の検討 (5) 予測解析(②水位評価モデルを用いた定常解析) 補足-600-1 地盤の支持性能 a. ②水位評価モデルの作成 設計用地下水位の算定(浸透流解析)に用いるドレーンの有効範囲は、添付2-2図 について に示すフローに従い設定することで信頼性を確保する。 (e) ドレーンのモデル化 記載表現の相違 イ. 有効範囲の設定 (記載を具体化。基本方針に変 集水機能に寄与するドレーンの有効範囲について、新設及び既設範囲のうち 更かし) 信頼性が確認された範囲に限定することで水位を高めに評価する。 ドレーンの有効範囲の設定プロセスを参考資料5に示す。 予測解析におけるドレーンの有効範囲は、図3.3-26に示す集水機能の基本検 討フローに従い、以下の考え方で設定することにより信頼性を確保する。 ・評価対象施設等の配置などを勘案し、既設ドレーンの期待範囲を設定する。

盤に分類する。

た設備構成とする。

設定や必要な範囲への新設を検討する。





ドレーンは、耐久性、耐震性並びに保守管理性の3つの観点から、全てを満足するものは管路として、それ以外は設置状況に応じて透水層又は周辺の地

・浸透流解析を踏まえ、施設の安全性を確保できるよう、ドレーン有効範囲の

・技術基準規則第14条(安全設備)の要求事項(多重性及び独立性)に配慮し

図 3.3-26 集水機能の信頼性に係る基本検討フロー

・記載表現の相違

(図3.3-28 集水機能の信頼性 に係る詳細検討フローと整 合するよう記載適正化を図っている(「安全施設の要求 事項を考慮した検討」を浸透 流解析の前に移動)が基本方 針に変更なし)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱いを添付 2-3 図に示す。

分	ドレーンの状態	該当箇所		各観点に対する四	F価		-	分類 ^{至3}	浸透	整流解析上の取扱い
類	トレーンの状態	の例	耐久性	耐農性	保守管理性					 管の耐久性及び耐震性が確保さ
			0	・ 有孔ヒューム管は、Ss地 震時の発生断面力が許容	・構造の確認は直接 目視・カメラ等に よる。(代表位置 (流末部)におけ る確認を含む)		A	A-1	E. Contract	れ、構造を確認できることから、大 気圧開放状態とする。 (透水係数は管内空相当の空隙が 残ることを考慮し設定)
A-1	B S Land Company Compa	有孔ヒューム管		値(いい割れモーメン ト)を下回ることを確認 する。*1 ・接続桝は、発生応力度が の許容応力度を下回るこ とを確認する。*2	管の設置空間が設計 で担保され、供用環境 が今後を変わるかいことから、設置時の状態 が維持される。ただし、直接的な確認 はできない。	1	管路	A-2	(元音を) (子子の) (子子の	
A-2	(新設する場合)		0	0	0					 岩盤と躯体に囲まれた範囲は保持されるが、直接的な構造確認できないため、湧水層として考慮し、
B-1	ed V P POR	有孔塩ビ管 (3号炉Hx/B直 下)	0	(〇) ・ドレーンは岩盤と躯体に囲まれた範囲に設置されることから、854歳時に管面 設置されることから、854歳時に管の 設置空間が保持されること (分盤がはん形破壊しない こと)を確認する。	(一) ・雑設以降、工事限歴 から機能に影響を与える地盤改良他が実施されておらず供用 境を対して大力・ 領域が変から作り、 (工事規制により環境 維持) なお、構造は流末部 の目視確認から確認 できる。		В	B-1	as Constitution of the Con	さないどの、透水酸として多速したこの状況に応じた適々体験を設定する。 ・だし、A.警路と制所されたドレーンでも、安全機能の重要度分類におけるクラス相当の信頼性機能のあめまりができないという。 レーン以外はB-1として扱う。
B-2	es Control	有孔塩ビ管 (R/B~T/B 間)	0	(△) ・ドレーンは岩盤を振り込ん で設置されているものの。 底上の盤土等による上載 土圧が作用するため、管 の内空が確保されることを 期待できないが、周辺岩 盤の形状は保持され。高 透水性材料の流失はない。	(-)		透水層	B-2	a=	・管の内空保持が期待できないが、 周辺の岩壁形式に保持され、高 遠水性材料及び上部から流入十 る砕石を造水場として考慮し、この 状況に応じた透水係数を設定する。
C-1	7-2号序排業階級 (政策) 排在 第刊建立 (全20)	有孔塩ビ管 (排気筒周辺)	0	×	×		C周辺	C-1	© (25 m)	ドレーンとして期待せず、周辺の 地盤相当として取扱う。
C-2	(期待しない)	有孔塩ビ管 (3号炉T/B直 下)					辺の地盤	C-2	非考慮	
_):各観点の要求 ×:各観点の要求		する。 △:各観点の要求事 しない。 -:要求事項なし。	項を部分的に満足する。	*	2 コ 3 浸	ンクリート 透流解析	の耐震対策指針と解説- 原準示方書[構造性能照: 「上、A(管路)に区分する 盤)に区分するドレーンは	査編](2002)による ドレーンは施設, B(透水層)及び

添付 2-3 図 ドレーンの状態に対応したパターンと浸透流解析上の取扱い

安全施設の要求事項についての検討においては、ドレーンの設置状況等に応じて、多重性及び独立性を確保する揚水ポンプ、揚水井戸の配置を検討する。

これらを踏まえて設定した集水機能の信頼性の詳細検討フローを添付 2-4 図に示す。

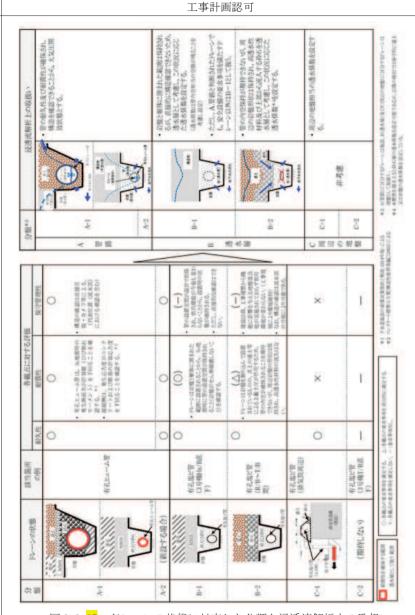
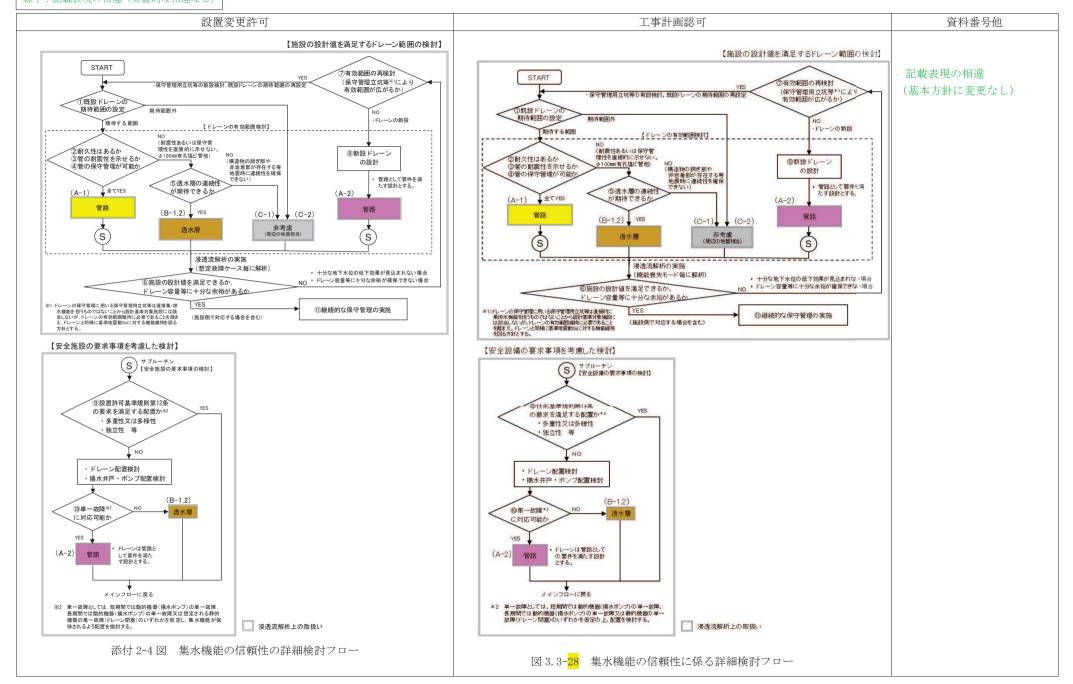


図3.3-27 ドレーンの状態に対応した分類と浸透流解析上の取扱い

記載表現の相違 (基本方針に変更なし)

資料番号他

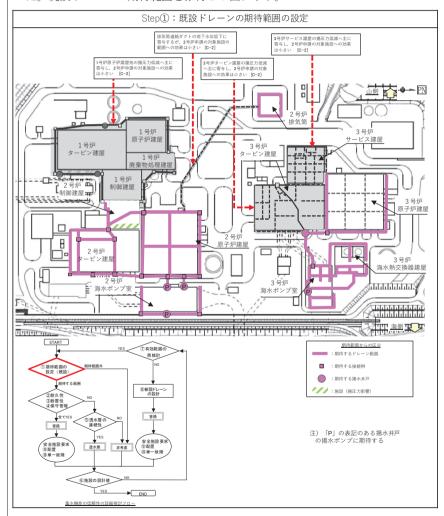
緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)



設置変更許可

次に、集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく各プロセスの検討内容の例を示す。ここでは早期に影響が現れる施設の揚圧力影響の低減に着目し、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置することし、集水及び排水機能に係る設備構成の検討を行った。

まず、「①既設ドレーンの期待範囲の設定」として、2号炉申請時において、施設の揚圧力影響低減への寄与が大きいと考えられる既設ドレーン範囲を抽出した。既設ドレーンの期待範囲を添付2-5図に示す。



添付 2-5 図 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step①)

参考資料 5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果

T.事計画認可

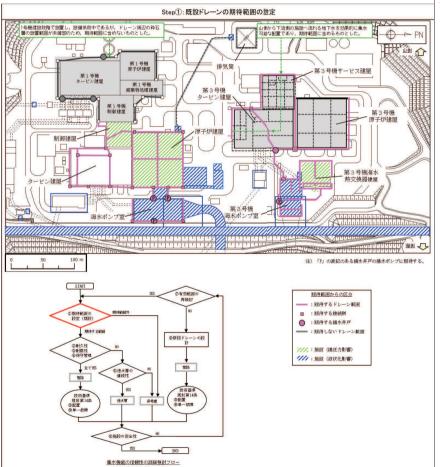


図 5-4 既設ドレーンの期待範囲の設定 (Step(1))

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

補足-600-1 地盤の支持性能

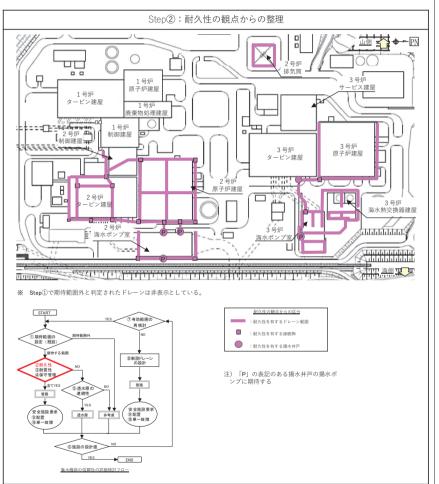
について

(3号機エリアの一部は、山側から下流側へ流れる地下水を効果的に集水可能であるため、期待範囲に含めるものとした。また、詳細設計段階における検討を踏まえ、排気筒周辺にはドレーンを新設せず、安全性を確保する方針とした。)

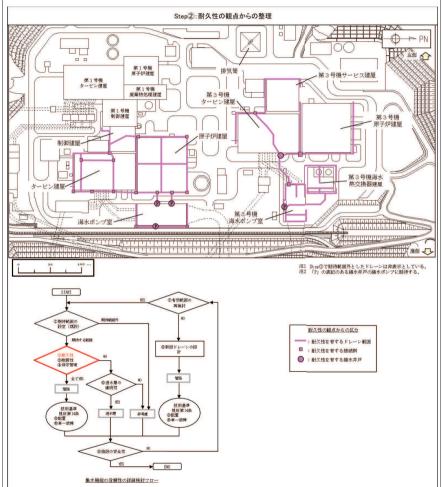
以下,各ステップの図は工事 計画認可において上下反転

設置変更許可

続いて、「②耐久性」の観点からは全てのドレーン(有孔ヒューム管・有孔塩 ビ管)が有効と判断される。耐久性に関する確認結果は添付資料2に示すとおり である。耐久性の観点からの整理結果を添付2-6図に示す。



添付2-6図 耐久性の観点からの整理結果 (Step2)



工事計画認可

図 5-5 耐久性の観点からの整理結果 (Step②)

. 記載表現の相違

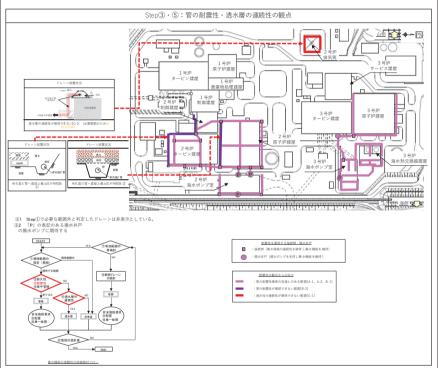
(Step①で期待した全範囲が 耐久性有りと判断)

資料番号他

「③・⑤耐震性・透水層の連続性」の観点からは、盛土荷重が直接作用する一部の塩ビ管を除き、現状構造でSs機能維持を確保できる見通しである。

なお, 耐震性の確認結果は工事計画認可段階で提示する。

管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果を添付2-7図に示す。



添付 2-7 図 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step3・⑤)

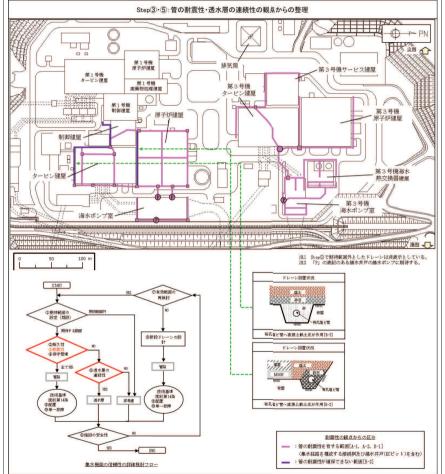
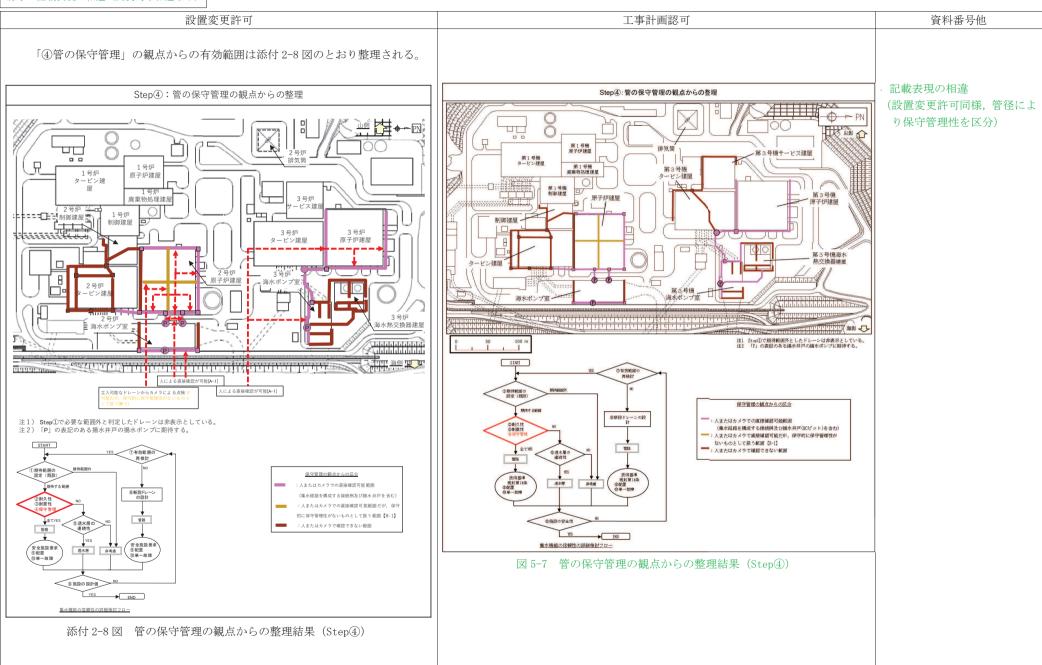


図 5-6 管の耐震性・透水層の連続性の観点からの整理結果 (Step③・⑤)

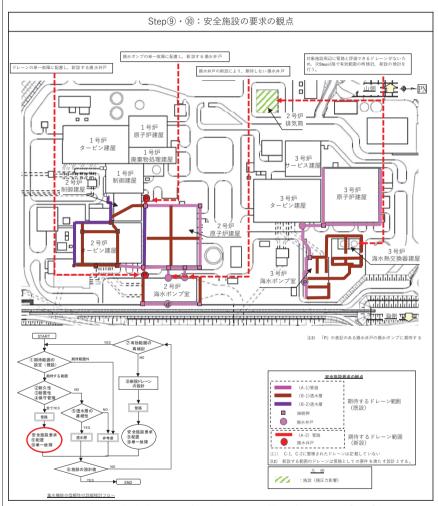
記載表現の相違

(最終的に管路として扱うドレーンの耐震性の確認結果は、別途耐震計算書にて説明)

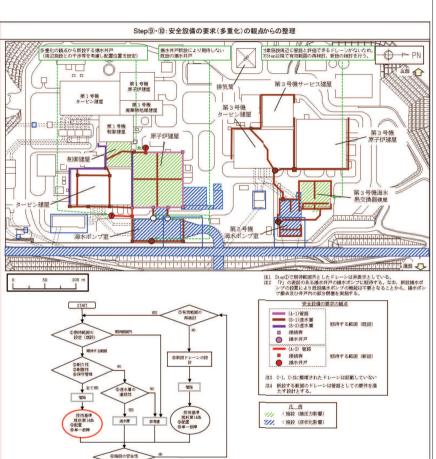


設置変更許可

安全施設の要求の観点から、2号炉原子炉建屋において、揚水井戸の新設が必要と整理される。安全施設の要求の観点からの整理結果を添付2-9図に示す。



添付 2-9 図 安全施設の要求の観点からの整理結果 (Step ⑨・⑩)



工事計画認可

図 5-8 安全設備の要求の観点からの整理結果 (Step 9・⑩)

集水機能の信頼性の詳細検討フロー

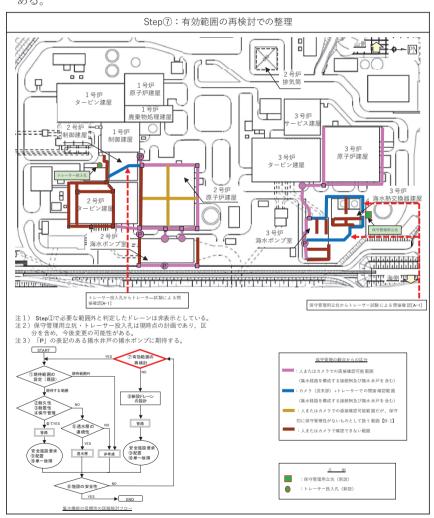
・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(周辺施設との干渉等を考慮 し揚水井戸の配置位置を設 定。また,既設の揚水ポンプ の取扱いを踏まえ記載適正 化(2号機海水ポンプ室周 辺))

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他

「⑦ 有効範囲の再検討」において、施設の設計値を満足できない範囲について、保守管理立坑等の追加により保守管理範囲を拡大し、ドレーンの有効範囲の再検討を行う。添付2-10図に示す有効範囲の再検討での整理結果は、3号炉海水熱交換器建屋及び2号炉制御建屋について、有効範囲の拡大を目的として、保守管理立坑等を追加した例であり、今後の点検実績の反映等により変更の可能性がある。



添付 2-10 図 有効範囲の再検討での整理結果 (Step⑦)

Step(7): 有効範囲の再検討 トレーサー試料回収のための 保守管理立坑として活用 保守管理用立坑からトレーサー試験による 一間接確認[A-1] PN 第1号機 原子炉建屋 排気筒 第3号機サービス建屋 第3号機 第1号機 廃棄物処理建屋 第3号標 原子炉建屋 4 第1号機 制御建屋 第3号機海水 海水ポンプ室 保守管理の観点からの区分 :人またはカメラでの直接確認可能範囲 (集水経路を構成する接続構及び揚水井戸(ECピット)を含む) : カメラ (液末部) +トレーサーでの間接確認範囲 (集水経路を構成する接続桝及び揚水井戸(RCピット)を含む) :人またはカメラで直接確認可能だが、保守的に 期待する範囲 保守管理性がないものとして扱う範囲【B-1】 ・人またはカメラで確認できない範囲 多新設ドレーンの設 計 凡 例 1224 の透水層の連続性 :保守管理用立坑* :トレーサー投入孔* *保守管理用立坑及びトレーサー投入孔は、設計値保持上考慮 近水層 非电应 する管路の保守管理に用いる設備であり、集・排水機能を直 **多施設の安全性** 基水根鉛の信頼性の詳細検討プロー

詳細設計を踏まえ具体化した事項

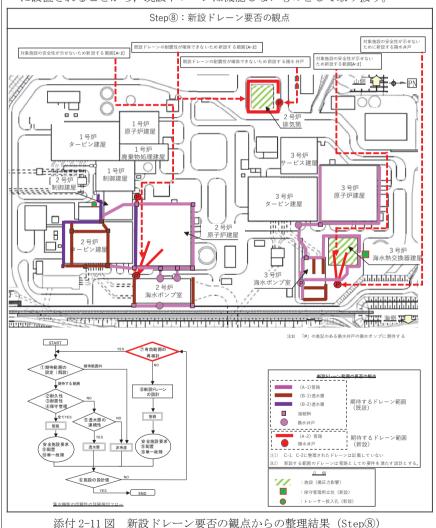
(保守管理性を確保するための保守管理立坑・トレーサー投入孔の配置検討結果を反映)

図 5-9 有効範囲の再検討での整理結果 (Step?)

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他

「⑧新設ドレーンの要否」の観点から、施設近傍の既設ドレーンに期待できない排気筒周辺や、施設直下の既設ドレーンに期待できない2号炉原子炉建屋や3号炉海水熱交換器建屋において、新設が必要と整理される。新設ドレーン要否の観点からの整理結果を添付2-11図に示す。

なお、本検討において新設ドレーンは施設直下の既設ドレーンよりも深い位置 に設置されることから、既設ドレーンは機能しないものとして取り扱う。



Step®:新設ドレーンの設計 評価対象施設の安全性確保のため新設 するドレーン(IA/2) (漫透海解析を設定入設定) 評価対象施設の安全性確保のため新設 揚水井戸新設により期待しない 既設の揚水井戸 (保守管理立坑として活用) するドレーン[A-2] (漫透流解析を踏まえ設定) 評価対象施設の安全性確保のため 0 0 第1号機 原子炉建屋 第3号機サービス建屋 排气筒 第1号機 廃棄物処理建度 第3号機 LA. 第3号機 原子炉建屋 原子炉建层 第3号機海水 タービン建屋へ ※1 Step①で開待範囲外としたドレーンは非表示としている。
② 「P」の表記のある場外井戸の場水ボンブに開待する。なお、新設揚水ボンブの設置により既設揚水ボンブの機能は不要となるため、揚水ボンブを START (A-1)管路 (B-1)透水層 (B-2)透水層 期待する範囲 (既設) ■ 接続桝 ● 揚水井戸 (A-2) 管路 接統棋 排水井戸 ◎新設ドレーンの19 期待する範囲 (新設) 注3 C-1, C-2に整理されたドレーンは記載していない wia ⑤選水層の 連続性 注4 新設する範囲のドレーンは管路としての要件を満 たす設計とする。 月. 例 透水層 :保守管理用立坑 ソ// : 施設(揚圧力影響) **ソ**// : 施設 (液状化影響) の施設の安全性 集水機能の信頼性の詳細検討フロー

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

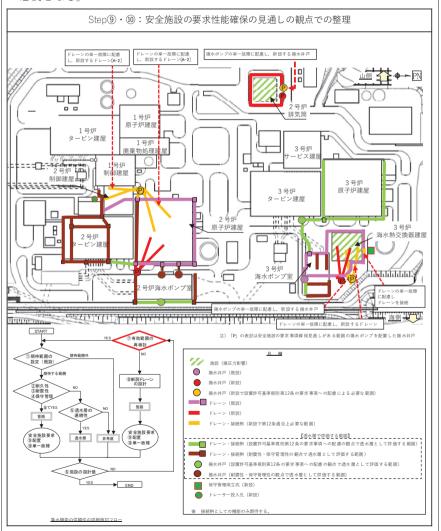
(詳細検討結果を踏まえ,2号機排気筒へは新設を行わず,2号機原子炉建屋と3号機海水熱交換器建屋周辺にでを全性を確保する設計とした。新設ドレーンの配置は設定した。なお,施設直下の既設ドレーン(φ50mm有孔塩ビ管)は設置変更許可同様考慮しない設計とした。)

図 5-10 新設ドレーン要否の観点からの整理結果 (Step®)

設置変更許可

添付 2-11 図までで整理したドレーン範囲のうち、安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理結果を添付 2-12 図に示す。

安全施設の要求性能の確保に当たっては,「2. 安全施設への要求事項を参照した設備構成の検討」に示すとおり短期・長期の単一故障を想定し多重性及び独立性を確保するため、揚水ポンプの多重化やドレーン・揚水井戸の配置上の配慮が必要となる。



添付 2-12 図 安全施設の要求性能確保の見通しの観点での整理 (Step⑨・⑩)

Step(9・10):安全設備の要求性能確保の見通しの観点からの整理 多重化の観点から新設する 周辺工事により既設ドレーンを一部撤去 多重化の観点から新設するドレーン[A-2] (新設する接続桝を介してドレーンをループ化) 保守管理立坑に替えて新設する揚水井戸 (保守管理立坑を兼ねる) 既19ドレーンに接続レル・ 0 0 □ 周辺工事により既設棚水井戸を移設 (保守管理立坑として活用) 第3号機サービス建屋 第1号機 廃棄物処理建屋 第3号機 タービン建屋 多重化の観点から新設する 原子炉建层 第3号機海水 ターレン 建屋 水位低下措置の確実性並びに保守管理性向上の観点から 名類水井戸へ掲水ポンプを2台設置 注1 Step①で期待範囲外としたドレーンは将表示としている。
注2 「P」の表記のある揚水井戸の揚水ポンプに期待する。 START ⑦有効範囲⁴ 再終討 ○ 掲水井戸(既約,既約掲水ポンプの機能は約6 ■ 揚水井戸 (新設、設計用地下水位保持の観点) 各井戸へ揚水ポンプを2台19間 の期待範囲の 設定 (既設 ○ 揚水井戸 (新設, 多重化の観点 (技術基準制(第14条)) 期待十 る範囲 ドレーン・接続桝 (新設、設計用地下水位料の観点) ドレーン・接続桝 (新設、多重化の観点(を掲基準種削削14条)) ⊕新設ドレーンの 898+ 【透水層で評価する範囲】 ■ ドレーン・接続桝 (A-1,多重化要求を満足しないことから保守的に選水層と評価) ドレーン・接続桝 (B-1,保守管理の観点で後水層と評価) wia . ⑤透水層の 連続性 ■■ ドレーン・接続料 (B-2) *1 1836 ● 揚水井戸(既設、多重化要求を満足しない;とから透水層と評価し接続機能のみ期待) **透水層** 非奇慮 ● トレーサーおえれ 保守管理立坑*2 の施設の安全性 *1 ドレーン (8-9) は木棒討では保守的に盛止たは希蟄の透水信数を設定し、以降は非要示とする。 *2 3 号機構水ボンブ塩坊樹塾区画内の塩水井戸 (3 号機備水ボンブ塗坊樹型区画内) を保守管理立帆として 活用する。

工事計画認可

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

資料番号他

(設置変更許可同様、揚水井戸・ポンプの多重化(各エリア2系統設置)等を行う。なお、詳細設計段階の検討を踏まえ、各揚水井戸へ揚水ポンプを2台設置する設計とした旨を記載。)

図 5-11 安全設備の要求性能確保の観点からの整理結果 (Step ⑨・⑩)

準水槽能の信頼性の詳細検討フロー

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

参考資料 5 浸透流解析におけるドレーンの有効範囲の設定結果

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

記載表現の相違(実質的な相違な)。

集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定例のまとめを添付2-13 図に示す。本図はこれまでに整理したドレーンの有効範囲をまとめたものであり、設置許可基準規則第3条第2項、同第4条及び同第12条の要求を考慮した設備構成例である。

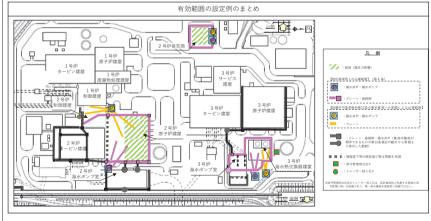
建物・構築物の揚圧力影響(設置許可基準規則第4条)の低減に着目した施設 (原子炉建屋、制御建屋、排気筒、3号炉海水熱交換器建屋)に対し、条文適合 上必要な集水及び排水機能の範囲は、設計値保持のため必要な範囲(■)と、設 置許可基準規則第12条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成される。

なお、ドレーンとしての集水機能が期待できるものの、設置許可基準規則第12 条適合の観点から管路より除外した範囲(■)については透水層として取扱う。 集水機能の信頼性の詳細検討フローに基づく有効範囲の設定結果を図 5-12 に示す。本図は、「集水機能の信頼性に係る詳細検討フロー」(図 5-3) に基づく整理であり、技術基準規則第 5 条・同第 14 条並びに設置許可基準規則第 3 条第 2項の要求に対応した設備構成である。

工事計画認可

ここに示すとおり、建物・構築物(原子炉建屋、制御建屋、3 号機海水熱交換器建屋)の揚圧力影響(技術基準規則第5条)を考慮し、先に挙げた各条文へ適合させるため、地下水位低下設備を設計値保持のため必要な範囲(■)と、技術基準規則第14条の要求事項への配慮による範囲(■)にて構成するものとした。

なお、ドレーンのうち、耐久性・耐震性を有するが保守管理性を満たせない範囲、耐久性・耐震性及び保守管理性を満たすものの、技術基準規則第 14 条の要求事項への配慮の観点から管路より除外した範囲 (■) については透水層として取扱う。連続した透水層としての機能に期待できない場合は、周辺の地盤相当として取扱う。



添付 2-13 図 地下水位低下設備の設定例

排気筒 第3号機サービス建屋 第3号機 第3号機 原子炉建屋 制御建展 第3号機海水 熱交換器建屋 カーレン健屋 注1 期待範囲に含めない既設ドレーンは表示していない。 注2 「P」の表記のある場点共同の場まポンプに期待する。 【多量化(技術基準規模(第14条)の観点からの必要範囲】 【開発性腫解料上の必要範囲】 【透水屑として評価する範囲】 ● : 揚水井戸 (接続機能のみ期待) (: 探水井戸 (探水ポンプは各井戸2台設置) (揚水井戸(揚水ポンプは各井戸2台設置) □ :ドレーン・接続桝 - : ドレーン・接続機 : ドレーン・接続例 ■■:無孔管*(ヒューム管)*浸透流解析上,集水振鏡は期待しな。 ///: 施設(銀圧力影響) ○ : トレーサー投入孔□ :保守管理立坑* /// : 施設 (液状化影響) *3号機海水ポンプ室防測型区画内の提水井戸 3号機海水ポンプ室防測壁区画内)を保守管理立坑として活用する。

図 5-12 地下水位低下設備の設定結果(まとめ)

· 詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(設置変更許可と同様のフローに基づき工事計画認可における詳細設計(工事計画認可で実施した浸透流解析を含む)も踏まえ検討した結果,設置変更許可よりドレーン配置・構成が変更となっている。)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

添付資料 3 設置変更許可段階及び工事計画認可以降の提示内容

1. 設置許可基準規則における対応条文への適合の考え方

添付3-1表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と

工事計画認可段階における提示内容 第3条(設計基準対象施設の地盤)

設置変更許可

		設置許可基準規則	基準適合の考え方	基準適合の考え方			
一 段置	許可基準規則	の解釈	考え方	必要な設備等	設置変更許可申請書 への反映箇所	における提示 内容	
第三条 (設計基準対象 施設の地盤)	設計基準対象施設は、 水名第二項の規定により り販売する地震力(設 引計運車対象施設のう も、地震の発化によっ その安全機能の模式と を設ける放射機による 公衆への影響の程度が下 「耐震五要施設」といっては、同条第三 項に規定する基準を おいても当販金を おいても可能力を おいても可能力を が単なければればならな スタにあっては、同条第三 項に規定する基準を おいても可能力を が単なければればならな スタにあっては、同条第三 対となると が単なければればならな スタにあっては、同条第三 対となると は、かり用した場合に に記けなければならな スタにあっては、地盤 により十分に支持さ かり取けるとができ るともができ るとは、この限りで ない、	(総付3-8 表、主要簡 所抜粋) 第3条第1項に規定 する「設計基準性対力 を を した。 を した。 で を した。 の の に の に の に の に っ い で を 、 と 、 を 、 と 、 と 、 を 、 を 、 と 、 を 、 を 、	耐策重要施設の基礎地盤 ・基礎地盤の安定性評価の条件として地下水板の販生が捨る記載 (基準適合はこの条件を用いた安 定性評価により確認)	_	添付書類六 - 地震力に対する 基礎地盤の安定性 評価(地下水位)	(設置許可段階で設明) 地下水位低下設備の新興性には する説明書において地盤の支軽性能に係る確認 結果を記載	
	ない。 業用キャスクは、変 形した場合において もその安全機能が相 なわれるおとれがな い地盤に設けなけれ ばならない。	(高行3-8 表、主要簡 所抜粋) 「変形」とは、地興 発生に伴う地殻変動 によって生じる支持 地盤の解除及び様み 並び、地震発生に行 う造物・構築力に下 が指すり込む下等 の周辺地盤の変状を いう。	耐養重要施設の周辺地盤 ・耐養重要接股については、 液化 ・振行り込みに下等の周辺地盤 の変状を考慮した場合において も、当該施設の安全機能が損化か れるおされがないように設計する。 ・耐養重要施設の設計においては、防御機の下方を地殻の良するため に地下水のが定断され地下水 位が地を描け近まで上昇するおき、 大成と断すえ地下水 位が地を描け近まで上昇するおき、 が成と断すえ地下水 位が地を描け近まで上昇するおき、 が成と断する地下水位低・正破価の 域能を希慮したが低・日本版化より 9保守的に設定した水位又は地表 の保管がに設定した水位又は地表 にて設計地下水位数で上水位 新球設計において、地震時における地盤の有効に力の変化に作う影響を考慮する。 「新球設計において、地質地におけるが地域を増生さ場合では、 等を考慮する。有効だり伸析 に用いる液状化効度等性には、軟地 に可能を表して、特別により の原地線における検性には、東地 にの原地線における方と大性皮に乗間 性を結まえた上で保守性を考慮し て設定する。	・常設の地下水 位低下設備 (無能炭失への対 応として、可能 空設備及び予備 品を継帳	添付書類六 - 地盤 - 周辺地盤の変状に よる施設への影響 評価 - 開連 新行書類ハ - 安全設計/耐解設計 - 耐興重要施設	・耐興性に関する説明書 る説明書 査において確認)	
	3 耐襲重要施設及び 兼用キャスクは、変位 が生ずるおそれがない や盤に設けなければいた らない、ただし、兼用 キャスクにあっては、 地盤に変位が生じても その安全機能が損なわれない方法により設け ることができるとき は、この限りでない。	(記載を省略)	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-	_	_	

変更なし

(本整理を踏まえ,設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお,工事計画認可で示す耐震計算書は,設置許可基準規則第3条第1項に対応する支持性能に係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第3条第2項に対する適合性は,耐震計算書にて説明。)

工事計画認可

・可搬型設備及び予備品については「VI-2-1-1-別添 1 地下水位低下設備の設計方針」にて説明。

資料番号他

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

	設置変更許可						工事計画認可	資料番号他
							・変更なし	・可搬型設備及び予備品につい
	添付 3-2 表	設置許可	基準規則に対する	基準適合の	り考え方と		(本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。なお、工事計画認可	ては「VI-2-1-1-別添 1 地下
工事	計画認可段階に	おける提示に	内容 第38条(重	大事故等	対処施設の地	盤)	で示す耐震計算書は、設置許可基準規則第38条第1項に対応する支持性能に	水位低下設備の設計方針」に
	設置許可基準規則	設置許可基準規則	基準適合の考え方		設置変更許可申請書	詳細設計段階	係る確認結果を含め記載。設置許可基準規則第 38 条第2項に対する適合性	て説明。
'	設置計判基準規則	の解釈	考え方	必要な設備等	への反映箇所	における 提 示 内容	は、耐震計算書にて説明。)	
第三十八 (重等対処 施設の地		1 第38条の適用に 当ためでは、本規 ものとする。 発別記1:等対 ものとする。 発別記1:等対 に 2 の地盤。 では、1 年 3 条 値 変の地盤。 では、4 年 4 代 7 対 の成ろな、4 年 4 代 7 対 のがあって。4 年 4 代 7 対 のがあって。4 年 4 代 7 対 のがあって。4 年 4 代 7 対 のがあって。5 年 4 年 7 対 のがあって。5 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年 8 年	常設重大事故等対処施設の基礎地盤 ・基礎地盤の改定性評価の条件として地下水位変化方法を記録 (基準動会はこの条件を用いた安 定性評価により確認)		添付書類次 - 地震力に対する基 環地盤の安定性算 値 (地下水位)	(設置許可段階 で第三条と併せ で説明)		
	2 重大事故等対処施度 (前 項第二号の重大事故等対処 施設を除く、次項及び攻条 第二項において同じ、) 注。 変形した場合においても直 大事故等に対処するために 必要な機能が構たわれるま それがない場盤に設けなけ ればならかい。		常産重大事故等対処施定の周辺地震 宗設重工事故等対域施定について は、健化化、提生り込み及工等の 周辺地盤の変状を考慮した場合に おいても、当該施設の複単が組定 おれるおそれがないように設計する。 ・常設重大事体等対処施設の設計に はいては、防御機の下方を整盤改 良するために溶解っか地下水の流 はが建勝されば水のありが地形の がま断されば水のありが地形のが がま断されば水のありが がま断さればかあるとい 地下水位を地震の地下水位が 地下水位を一定の範囲に保持する。 地下水位を上で成りに設計する 地下水位を上での 地下水位をが 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 上水位。 地下水位を 地下水位を 地下水位を 地下、 地下水位を 地下、 地下水位を 地下、 地下、 地下、 地下、 地下、 地下、 地下、 地下、	・常設の地下水 位低下設備 機能廃失・の対 応として、可能 室設備及び予備 品を確保	部付書類へ - 地盤 - 周辺地盤の変状に よる施設への影響 評価 - 一般 - 一般 - 一般 - 一般 - 一般 - 一般 - 一般 - 一般	・耐震性に関する説明書 の説明書 (第三十九条の 審査において確 説)		
	3 重大事故等対処施設は、 変位が生ずるおそれがない 地盤に設けなければならな い。 れない方法により設けること ができるときは、この限りで		 (地下水位設定とは関連しない)	_	_	_		

設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 ない。 変更なし 可搬型設備及び予備品につ (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐 いては「VI-2-1-1-別添1 地 添付3-3表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ 下水位低下設備の設計方針」 工事計画認可段階における提示内容 第4条(地震による損傷の防止) にて説明。 耐震計算書にて説明。) 詳細設計 段階にお ける提示 基準適合の考え方 設置変更許可申請書への 反映箇所 設置許可基準規則 設置許可基準規則 の解釈 考え方 必要な設備等 設計基準対象施設は、 (添付 3-9 表,添付 設計基準対象施設 常設の地下水 耐震性に 地震力に十分に耐える 3-10 表, 以下主要箇 設計基準対象施設は、地震力に十 位低下設備 関する説 ことができるものでな 分耐えられる設計とする。 ければならない。 1 第4条第1項に ・設計基準対象施設の設計において 機能喪失への対 -安全設計 (設計用 _高計(数20-21-/3E-大-方4) 規定する「地震力に は、防潮堤の下方を地盤改良する 応として, 可搬 地下水位 型設備及び予備 -耐雪重更度分拓 十分に耐える」と ために海側への地下水の流れが渡 の設定を 断され地下水位が地表面付近まで 品を確保 は、ある地震力に対 会か 上昇するおそれがあるという女川 その他発電用原子炉の して施設全体として おおむね弾性範囲の サイト固有の状況を踏まえ地下水 設計がなされること 位を一定の範囲に保持する地下水 -地下水位低下設備 位低下設備の機能を考慮した水 位, 自然水位より保守的に設定し 2 前項の地震力は、 設計基準対象施設 た水位又は地表面にて設計用地下 水位を設定し水圧の影響を考慮す 地震の発生によって は、耐震重要度に応 生ずるおそれがある 関連 <u>じて</u>、以下のクラス (以下「耐震重要度 設計基準対象施設の 安全機能の喪失に起 分類」という。) に<u>分</u> 耐震重要施設 因する放射線による 類するものとする。 ・耐震重要施設の設計においては、 -周辺地盤の変状による 公衆への影響の程度 被状化、揺すり込み沈下等の周辺 施設への影響認信 に応じて算定しなけ 地般の変状を者庫した場合におい ても, 当該施設の安全機能が損な れば われるおそれがないように設計す ※ 耐震評価において地下水 3 耐震重要施設は、 - 耐震重要施設のう る。(第三条第二項をあわせて確 位低下設備の機能に期待す ち、二以外のもの その供用中に当該耐 震重要施設に大きな ・基準地震動による地 ることは女川サイト固有の 第四条 車項であることから 設置 影響を及ぼすおそれ 震力に対して、その ・耐震設計において、地震時におけ 目的や役割を本文に記載。 (地震による損 がある地震による加 安全機能が保持でき る地盤の有効応力の変化に伴う影 你の防止 速度によって作用す 響を考慮する場合には、有効応力 る地震力(以下「基 二津波防護施設。浮 解析等を実施する。有効応力解析 準地震動による地震 水防止設備及び油 に用いる液状化強度特性は, 敷地 カ」という。) に対し 波監視設備並びに の原他盤における代表性及び網羅 て安全機能が損なわ 浸水防止設備が設 れるおそれがないも 置された建物・構 性を踏まえた上で保守性を考慮し 築物 て設定する。 ・基準地震動による地 震力に対して、それ ぞれの施設及び設備 ・基準地震動 Ss に対して機能維持 する設計とする。 に要求される機能 (<u>C クラス</u>, Ss 機能維持) (津波防護機能、浸 水防止機能及び津波 が保持できること。 4 耐震重要施設は、 前項の地震の発生に よって生ずるおそれ (対象斜面なし) 対して安全機能が損 なわれるおそれがな (注1) 「設置許可基準規則」及び「設置許可基準規則の解釈」欄は、炉心内の燃料被覆材及び兼用キャスクに係る条項の記載を省略している。

赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項 緑字、記載表現の知道 (実質的な知道な

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 変更なし 可搬型設備及び予備品につい 添付3-4表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と (本整理を踏まえ、設置変更許可申請書の記載へ反映済。基準適合性を示す耐 ては「VI-2-1-1-別添1 地下 工事計画認可段階における提示内容 震性の確認結果は、工事計画認可において設計用地下水位の設定結果と併せ 水位低下設備の設計方針」に 第39条 (重大事故等対処施設/地震による損傷の防止) 耐震計算書にて説明。) て説明。 詳細設計 段階にお ける提示 基準適合の考え方 設置変更許可申請書への 反映舊所 設置許可基準規則 設置許可基準規則 必要な設備等 内容 重大事故等対処施設 1 第39条の適用に 常設重大事故等対処施設 常設の地下水 耐震性に は、次に掲げる施設の ·常設重大事故対処施設は, 地震力 関する説 当たっては、本規程 区分に応じ、それぞれ 別記2に準ずるもの に十分耐えられる設計とする。 添付書類八 明書(設 (機能喪失への対) かに定める悪性を満た ・常設重大事故対処施設の設計にお -設置許可基準規則への適合 計田地下 ※別記2:第4 すものでなければなら いてけ 防瀬県の下方を他般改良 応として、可搬 型設備及び予備 -第三十九条 水位の部 するために海側への地下水の流れ 条 (地震による損傷 品を確保 常設耐震重要重大 が遮断され地下水位が地表面付近 の防止) 2 第1項第2号に規 事故防止設備が設置 まで上昇するおそれがあるという される重大事故等対 定する「第4条第2 女川サイト固有の状況を踏まえ<u>地</u> 処施設 (特定重大事 項の規定により算定 下水位を一定の範囲に保持する地 故等対処施設を除 する物質力」とけ 下水位低下設備の機能を考慮した 添付書粨八 本担程別記2第4条 く。) 基準地震動に 水位、自然水位より保守的に設定 -安全設計 した水位又は地表面にて設計用地 -耐霧設計/基本方針 第2項から第4項ま よる地震力に対して 重大事故に至るおそ でにおいて、代替す 下水位を設定し水圧の影響を考慮 -耐震重要度分類 る機能を有する設計 する。(第三十八条第二項をあわせ れがある事故に対処 するために必要な機 基準事故対処設備が -その他発電用原子炉の 能が損なわれるおそ 属する耐震重要度分 -地下水位低下設備 ・常設重大事が等対処施設の設計に れがないものである 類のクラスに適用さ れる排露力と同等の おいては、 液状化、 探すり込み沈 二 常設耐震重要重大 ものとする。 下等の周辺地盤の変状を考慮した 添付書類六 3 第1項第4号に規 事故防止設備以外の 場合においても、当該施設の安全 -地盤 定する「第4条第2 機能が損なわれるおそれがないよ -周辺地盤の変状による 備が設置される重大 項の規定により算定 うに設計する。(第三十八条第二項 施設への影響評価 事故等対処施設(特 する地震力」とは、 をあわせて確認) ※1 耐震評価において地下 定重大事故等対処施 本担程別記2第4条 水位低下設備の機能に期待 設を除く。) 第四条 第2項第1号の耐震 ・耐磨設計において、地震時におけ る地盤の有効応力の変化に伴う影 重要度分類のSクラ することは女川サイト固有 第二項の規定により 響を考慮する場合には、有効応力 算定する地震力に十 解析等を実施する。有効応力解析 置目的や役割を本文に記 分に耐えることがで 力と同等のものとす に用いる液状化強度特性は, 敷地 第二十九条 の原地盤における代表性及び網羅 (重大事故等対 - 常設重大事故総和 性を踏まえた上で保守性を者慮1. 設備が設置される重 処施設/地震に て設定する。 よる損傷の防 大事故等対処施設 地下水位低下設備^{※2} (特定重大事故等対 処施設を除く。) 基 ・基準地震動 Ss に対して機能維持 準地震動による地震 する設計とする。 力に対して重大事故 (<u>C クラス</u>, Ss 機能維持) ※2 地震による損傷の防止は、同 に対処するために必 要な機能が損なわれ 一の地盤, 地震に対する第4条へ の適合性を示すことにより確認す るおそれがないもの 四 特定重大事故等対 処施設 第四条第二 項の担定により算定 する物質力に十分に 耐えることができ、 かつ、基準地震動に よる地震力に対して 重大事故等に対処す るために必要な機能 が指かわれるおそれ がないものであるこ 2 重大事故等対処施 設は、第四条第三項 の地震の発生によっ て生ずるおそれがあ (対象斜面なし) ス料面の崩壊に対し て重大事故等に対処 するために必要な機 能が損なわれるおそ れがないものでなけ ればならない。

れがないよう、適切な措置を 謙じたものであること。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 変更なし (地下水位設定とは関連しない) 添付3-5表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 工事計画認可段階における提示内容 第43条(重大事故等対処施設) (1/2) 詳細設計 段階にお ける提示 内容 基準適合の考え方 設置変更許可申 設置許可基準規則 設置許可基準規則 考え方 必要な設備等 重大事故等対処設備は、次に掲 1 重大事故防止設 げるものでなければならない。 備のうち可搬型のも 一 想定される重大事故等が発 のは、共通要因によ 生した場合における温度、放 って、設計基準事故 (地下水位設定とは関連しない) 射線、荷重その他の使用条件 において、重大事故等に対処 対机設備の安全機 能、使用済燃料貯蔵 するために必要な機能を有効 槽の冷却機能若しく に発揮するものであること。 は注水機能又は常設 二 想定される重大事故等が発 重大事故防止設備の 生した場合において確実に操 重大事故に至るおそ 作できるものであること れがなる事故に対処 = 健全性及び能力を確認する するために必要な機 ため、発電用原子炉の運転中 能と同時にその機能 又は停止中に試験又は検査が が損なわれるおそれ できるものであること。 四 本来の用途以外の用途とし 措置を講じたもので て重大事故等に対処するため あること。 2 第1項第3号の に使用する設備にあっては. 通常時に使用する系統から速 適用に当たっては、 第12条第4項の解 やかに切り替えられる機能を 備えるものであること。 釈に準ずるものとす 五 工場等内の他の設備に対し て悪影響を及ぼさないもので 3 第1項第5号に あること。 六 想定される重大事故等が発 規定する「他の設 備」とは、設計基準 生した場合において重大事故 対象施設だけでな 等対処設備の操作及び復旧作 く、当該重大事故等 業を行うことができるよう、 対処設備以外の重大 放射線量が高くなるおそれが 事故等対処設備も含 少ない設置場所の選定、設置 場所への遮蔽物の設置その他 の適切な措置を誰じたもので 第四十三条 (重大事故 2 重大事故等対処設備のうち 4 第2項第3号及 常設のもの(重大事故等対処 び第3項第7号に規 設備のうち可搬型のもの(以 定する「適切な措置 下「可搬型重大事故等対処設 を講じたもの」と (地下水位設定とは関連しない) 備」という。)と接続するもの にあっては、当該可搬型重大 は、共通要因の特性 を踏まえ、可能な限 事故等対処設備と接続するた り多様性を考慮した めに必要な発電用原子炉施設 ものをいう。 ルその他の機器を含む。以下 「常設重大事故等対処設備」 という。) は、前項に定めるも ののほか かに掲げるもので なければならない。 想定される重大事故等の収 束に必要な容量を有するもの であること 二以上の発電用原子炉施設 において共用するものでない こと。ただし、二以上の発電 用原子炉施設と共用すること によって当該二以上の発電用 原子炉施設の安全性が向上す る場合であって、同一の工場 等内の他の発電用原子炉施設 に対して悪影響を及ぼさない 場合は、この限りでない。 三 常設重大事故防止設備は、 共通要因によって設計基準事 故対処設備の安全機能と同時 にその機能が損なわれるおそ

赤字:詳細設計を踏まえ具体化した事項 (字がかなおきな)

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 設置変更許可 工事計画認可 資料番号他 変更なし 設置許可基準規則第6項への 添付3-6表 設置許可基準規則に対する基準適合の考え方と 適合性を示すため、アクセス 工事計画認可段階における提示内容 ルート機能維持に係る詳細検 第43条(重大事故等対処施設) (2/2) 計結果を「VI-1-1-6-別添 1 可搬型重大事故等対処設備の 詳細設計 段階にお ける提示 内容 基準適合の考え方 設置許可基準規則 設置許可基準規則 保管場所及びアクセスルー 必要な設備等 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一 1 重大事故防止設備のう ト」にて示す。 項に定めるもののほか、次に掲げるものでなけれ ち可搬型のものは、共通要 ばならない。 因によって、設計基準事故 想定される重大事故等の収束に必要な容量に 対処設備の安全機能、使用 (地下水位設定と 加え、十分に余裕のある容量を有するものであ 洛燃料貯蔵槽の冷却維能芸 け関連(1.がい) しくは注水機能又は常設重 二 常設設備 (発電用原子炉施設と接続されてい 大事故防止設備の重大事故 る設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続す に至るおそれがある事故に ることができる常設の設備をいう。以下同じ。) 対処するために必要な機能 と接続するものにあっては、当該常設設備と容 と同時にその機能が損なわ 易かつ確実に接続することができ かつ 一口 れスセそれがかいよう 適 トの系統又は発電用原子恒施設が相互に使用す 切か措置を誰じたものであ ることができるよう、接続部の規格の統一その 他の適切な措置を講じたものであること。 三 常設設備と接続するものにあっては、共通要 当たっては、第12条第4 因によって接続することができなくなることを 項の解釈に進ずるものとす 防止するため、可搬型重大事故等対処設備(原 子炉建屋の外から水叉は貫力を供給するものに 3 第1項第5号に規定す 限ろ、) の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の ろ「他の設備」とは、設計 場所に設けるものであること。 基準対象施設だけでなく、 四 想定される重大事故等が発生した場合におい 当該重大事故等対処設備以 て可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え 外の重大事故等対処設備も 付け、及び常設設備と接続することができるよ う、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場 所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の 適切な措置を講じたものであること。 第四十 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による 大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影 (重大 響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処 設備の配置その他の条件を表慮した上で常設面 大事故等対処設備と異なる保管場所に保管する 六 規定される重大事故等が発生した場合におい 4 第2項第3号及び第3 ・可搬型重大事故 ・常設の地下水位低下設 添付書類八 アクセス て、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は 項第7号に規定する「適切 等対処設備によ -設置許可基準 ルート機 他の設備の被害状況を把握するため、工場等内 な措置を講じたもの」と 規則への適合 能維持に の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置 は、共通要因の特性を踏ま を講じたものであること。 え、可能な限り多様性を考 詳細検討 慮したものをいう。 は, 地震時の液 結果至2 状化に伴う地下 横浩物の浮き上 がりの影響を受 けることなくア 通行性を確保す <u>る設計*1とす</u> 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通 要因によって、設計基準事故対処設備の安全機 能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機 能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るお (地下水位設定と それがある事故に対処するために必要な機能と同 は関連しない) 時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適 切か措置を議じたものであること。 ※1 設置変更許可段階においては、設計用地下水位を地下水位低下設備の効果を考慮した 0.P.+5.0m として、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がり評価を実 ※2 工認段階において設計用地下水位を改めて設定した上で、地震時の液状化による地下構造物の浮き上がりを再評価する。なお、評価に当たっては、地下水位低下 設備の機能喪失を想定して、機能喪失に伴う地下水位の上昇程度を考慮する。 注) 重大事故等の発生と同時に地下水位低下設備が機能喪失した場合においても、可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートに対する影響はないが、地下水位低下 設備は、共用期間中において常時必要な設備と位置付けていることから、高い信頼性を確保することにより重大事故等時においてもその機能が維持されている状 況を踏まえ、ここでは基準適合の観点から、必要な設備として記す。

緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし) 資料番号他 設置変更許可 工事計画認可 変更なし ・可搬型設備及び予備品につ 添付3-7表 技術的能力審査基準に対する基準適合の考え方と いては「VI-2-1-1-別添1 地 工事計画認可段階における提示内容 下水位低下設備の設計方針」 にて説明。 基準連合の考え方 詳細設計 泉階にお ける提示 内容 技術的能力審査 基準の解釈 技術的能力審査基準 申請書への反映箇所 考え方 必要な設備等 ・地下水位低下設備が機能喪失した場 - 揚水ポンプ等の可搬 (2) 復旧作業に係る要求事 「適切な予備品及び 予備品への取替のた 合に復旧作業等を行うため、必要な 刑診備及78子備息 ①予備品等の確保 めに必要な機材等」 とは、気象条件等を 資機材として,可搬型設備及び予備 発電用原子炉設置者におい 品を確保する。 発電所で共通で配備 て、重要安全施設(設置許可 考慮した機材、ガレ する照明等の資機材 基準規則第2条第9号に規定 キ撤去等のための重 する重要安全施設をいう。) の 機及び夜間対応を想 取替え可能な機器及び部品等 定した照明機器等を について、適切な予備品及び 含むこと。 予備品への取替のために必要 な機材等を確保する方針であ ること。 添付書稻十 -技術的能力 -復旧作業 に係る事項 ②保管場所 ・地下水位低下設備の可搬型設備及び ・外部事象の影響を受 1. 重大事故等 発電用原子炉設置者におい 予備品は外部事象の影響を受けない けない保管場所 対策における要 て、上記予備品等を、外部事 場所に保管する。 水事項 象の影響を受けにくい場所 1.0 共涌事項 に、位置的分散などを考慮し て保管する方針であること。 ・地下水位低下設備の重要安全施設へ ②アクセスルートの確保 発電用原子炉設置者におい の影響に鑑み、安全機能の重要度分 類を踏まえて講ずる設計上及び機能 て、想定される重大事故等が 発生した場合において、設備 喪失時の配慮により, 地下水位は一 の復旧作業のため、工場等内 定の範囲に保持される。このことか の道路及び通路が確保できる ら, 地下水位低下設備の機能を考慮 よう、実効性のある運用管理 を行う方針であること。 した設計用地下水位を設定する区間 においては、地震時の液状化に伴う 地下構造物の浮き上がりが発生せ ず、アクセスルートの通行性は確保 ・地下水位低下設備の機能喪失を想定 しても, 地震時の液状化に伴う地下 構造物の浮き上がりに対してアクセ スルートの通行性を外部からの支援 が可能となるまでの一定期間確保す る設計とする。 ・地下水位低下設備の復旧作業に的確・手順・体制の整備 かつ柔軟に対処できるように,手順 書及び必要な体制を整備するととも に、教育及び訓練を実施する。 さらに、地下水位低下設備の機能喪失 が外部からの支援が可能となるまで の一定期間を超え長期に及ぶ場合を 想定し、外部支援等によりアクセスル 一トの通行性の確保を図る手順と体 制の整備を行う。 注) 「技術的能力審査基準」及び「技術的能力審査基準の解釈」欄は、地下水位低下設備及びアクセスルートに関連する部分を抜粋。

設置変更許可	工事計画認可	資料番号他	
補足説明資料 4 三次元浸透流解析による防潮堤沈下対策の影響確認結果 2. 地下水位低下設備が機能しない場合の地下水位分布 地下水位低下設備の機能喪失後,地下水位が上昇し施設等の安全性に影響を与えるレベルに達するまでの期間を「時間余裕」として定義する。この時間余裕は,地下水位に係る対策の妥当性を検証する場合等,必要に応じて参照する。 3. 地下水位低下設備が機能しない場合の影響 地下水位低下設備の機能停止後の水位上昇範囲は,初期段階では建屋近傍に限定されることから(補足説明資料6参照),揚圧力影響と液状化影響は段階的に生じるものと想定される。 アクセスルート(0.P.+14.8m盤)については地下水位が上昇した場合に,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受ける可能性がある。これに対して,「第1編 2.4(3) c.アクセスルート機能維持の方針」に示す配慮事項により,地震時の液状化に伴う地下構造物の浮き上がりの影響を受けることなく通行性を確保する設計とする方針としている。	6.3 復旧措置に係る可搬ポンプユニットの配備数の妥当性確認 可搬ポンプユニットの配備数の妥当性として,各エリアの全ての地下水位低 下設備が同時に機能喪失した場合においても,各建屋に作用する平均揚圧力が 設計揚圧力に到達するまでの時間 (以下「到達時間」という。)内に,計画して いる可搬ポンプユニットの配備数 (2 個)により各エリアの水位低下措置を完了できることを確認する。 ・変更なし (設置変更許可の整理を踏まえ,工事計画認可では影響が早期に生じる揚圧力 影響に着目し到達時間を評価。また,設置変更許可の整理を踏まえたアクセスルートの評価を実施。)	計方 ・記載表現の相違 (実質的な相違なし) VI-2-1-1-別添 1 地下	は備の設 がかかな備の設 が付かりは大 がはない。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
液状化影響の評価については、「別紙 17 液状化影響の検討方針」に基づき評価を行う方針とし、その概要は以下のとおりである。 ・ 液状化等の周辺地盤の変状による施設への影響評価においては、 施設周辺の地下水位や地盤等の状況を踏まえて、液状化検討対象施設を抽出する。 ・ 抽出した液状化検討対象施設に対し、液状化等による影響が及ぶおそれがある場合は、有効応力解析または全応力解析を行い、保守的な解析手法を選定する。 ・ 液状化を考慮する場合の評価は、地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮し	 ・変更なし (工事計画認可では、液状化検討対象施設を幅広く抽出する観点から設計用地下水位を高めに設定。) ・変更なし (保守的な解析手法を選定する方針に変更なし。工事計画認可では、「有効応力解析または全応力解析」の判断がしがたい場合は、双方を実施し耐震評価を行うこととした。) ・変更なし ([2 耐震設計の基本方針] 2.1 基本方針(10)(11)へ同様の方針を記載) 		
た評価(有効応力解析等)によるものとし、有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で保守性を考慮して設定する。			

設置変更許可

(参考資料6) 地下水位低下設備の概要

1. 地下水位低下設備の概要

1.1 全体構成

地下水位低下設備のうちドレーン及び揚水井戸の平面配置を図 6-3 に示す。

工事計画認可

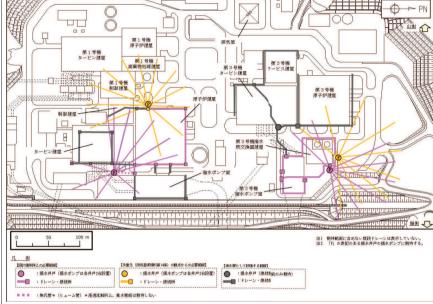
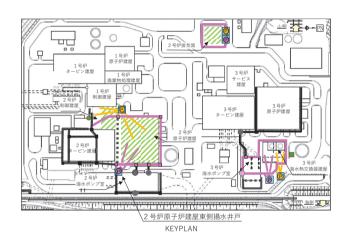


図 6-3 ドレーン・揚水井戸の平面配置

補足説明資料8 新設揚水井戸・ドレーンの構造・配置及び施工例

揚水井戸の位置及び構造並びに施工方法については工認段階で詳細検討を行い 決定する。



O.P.+14.800 新設鋼製シャフ 2 号炉 /2 号炉原子炉建屋 2 号炉 原子炉建屋 海水ポンプ室 **、**既設<u>ドレー</u>ン 既設接続桝と接続 既設接続桝 新設揚水井戸 (内空2m×2m) O.P.-14.100 2号炉海水ボンプ室 既設接続桝 新設集水ピット ▲新設ドレーン

補足 8-1 図 新設揚水井戸の構造・配置例

(断面図)

(平面図)

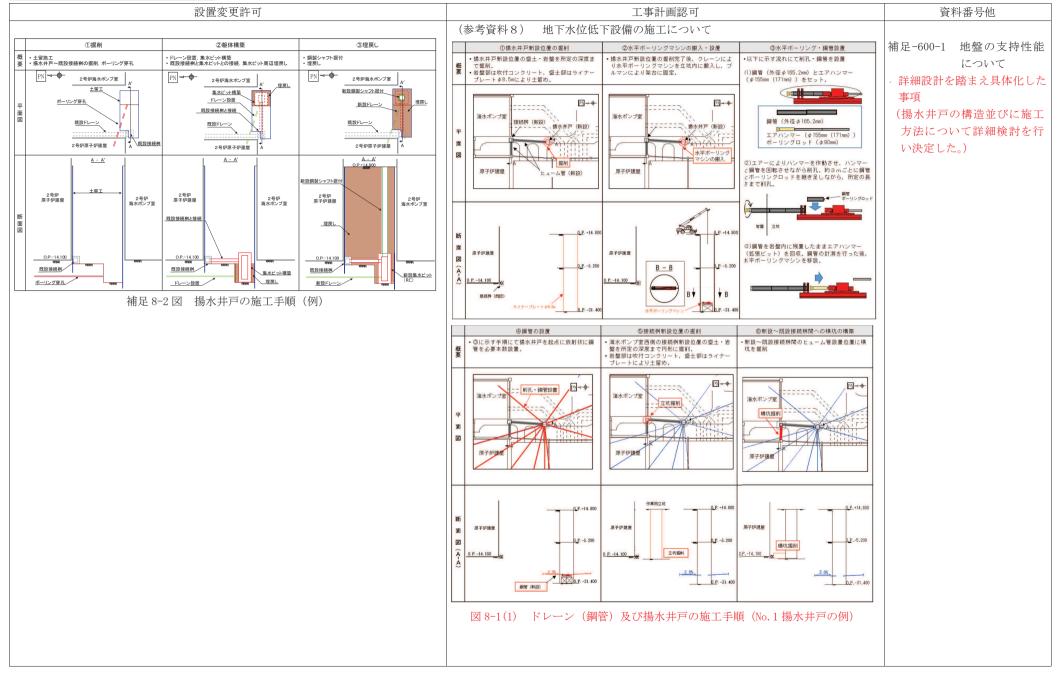
について

資料番号他

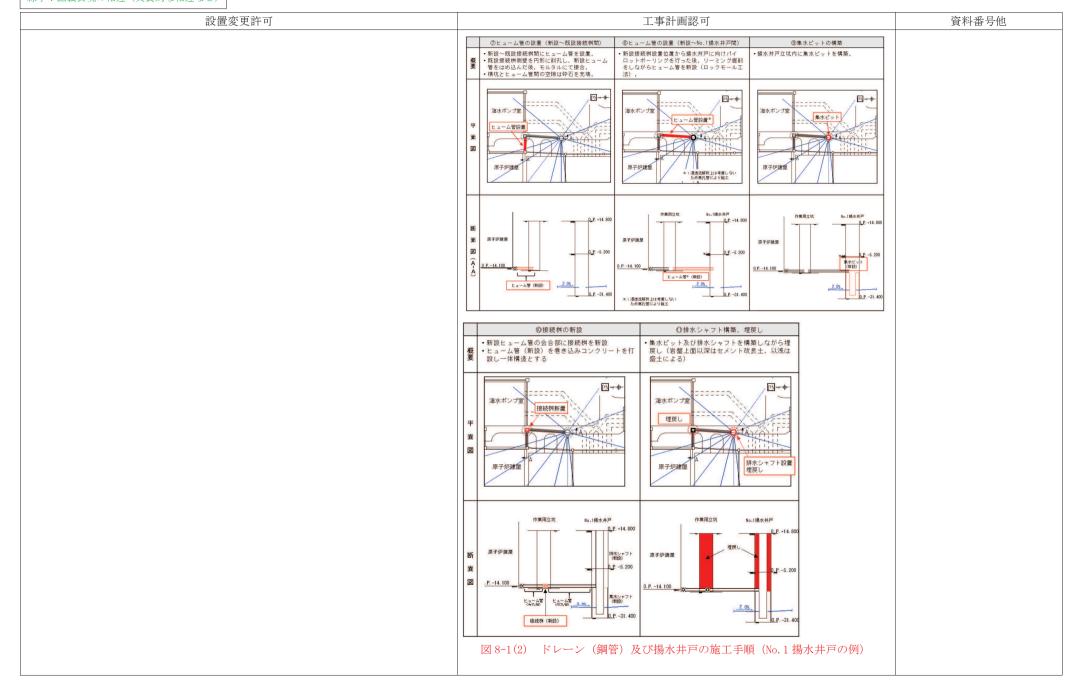
補足-600-1 地盤の支持性能

詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(揚水井戸の位置について詳細検討を行い決定した。)



緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

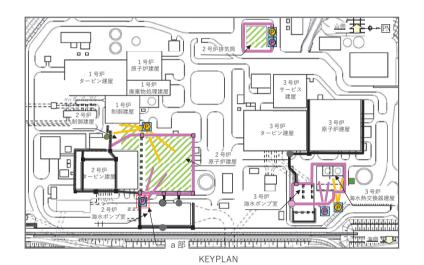


緑字:記載表現の相違(実質的な相違なし)

設置変更許可

補足説明資料9 2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンに集水される地下水について

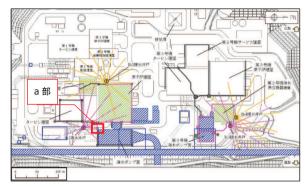
集水機能を担うドレーンに接続桝を介す等により地盤 (B-1, B-2) として取扱う既設ドレーンが接続される箇所があるが、集水機能に影響を及ぼさない構造であることを工事計画認可段階で示す。



補足 9-1 図 2号炉海水ポンプ室周辺のドレーンからの地下水の排水経路イメージ

■■■ 浸透流解析上,透水層として扱う範囲

(参考資料8) 地下水位低下設備の施工について



工事計画認可

KEYPLAN

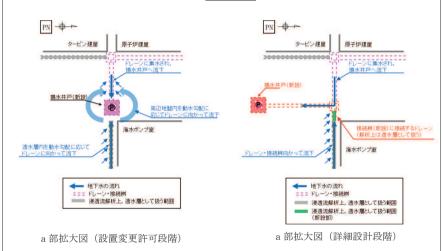


図 8-2 海水ポンプ室周辺のドレーンからの地下水の排水経路

補足-600-1 地盤の支持性能 について

資料番号他

・詳細設計を踏まえ具体化した 事項

(地盤扱いとする海水ポンプ室周辺のドレーンと、管路扱いとする新設ドレーンとの接続箇所について、集水の確実性の観点から、ドレーン端部と新設する接続桝を接続する設計とした。なお、ヒューム管は地盤扱いとする範囲を含めて耐震性を確認している。)